

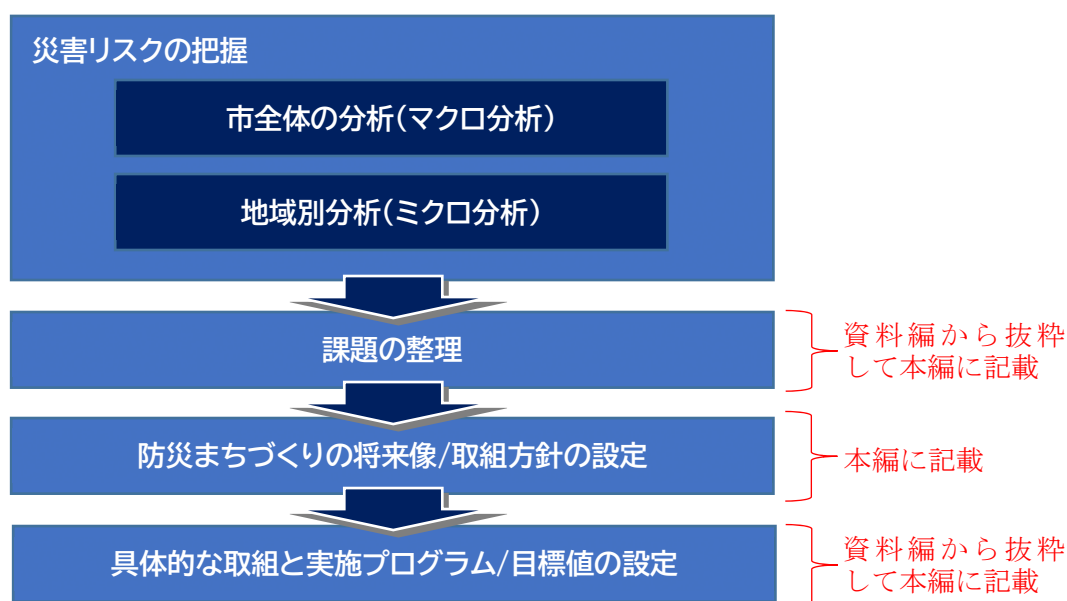
Ⅲ 防災指針（資料）

1. 防災指針策定の流れ

「防災指針」は、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針です。そのため、地域防災計画等の各種計画と連携を図りながら、地域の特性を考慮して、策定する必要があります。

本防災指針では、本市の災害リスクを把握するとともに、地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、河川改修や避難地・避難路の整備・確保といったハード対策、地域の災害リスクに応じた避難体制の構築や災害ハザード情報の提供といったソフト対策、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導等、防災対策・安全確保策を「防災指針」として示し、安全・安心の都市づくりにつなげていきます。

■ 防災指針策定の流れ



2. 災害リスクの把握：市全体の分析（マクロ分析）

（1）災害ハザード情報等の収集

本市で発生するおそれのある災害として、市又は国、県等から様々な自然災害のリスクを公表しています。これらに関する災害ハザード情報を、下表のとおり収集・整理します。

■ 収集した災害ハザード情報

	資料・データ名		出典等
水害	狩野川水系＜国管理区間＞ 狩野川・黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川・狩野川放水路	洪水浸水想定区域（計画規模※ ¹ ） ※想定降雨量 狩野川・狩野川放水路：1/100 年確率 黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川：1/50 年確率	国土交通省 沼津河川 国道事務所
		洪水浸水想定区域（想定最大規模※ ² ） ※想定降雨量は、想定しうる最大規模の降雨として、地域別最大降雨量により設定	
		洪水浸水想定区域（浸水継続時間）	
		家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）	
土砂災害	狩野川水系＜県管理区間＞ 柿沢川・古川・山田川・小山田川・深沢川・野尻川・戸沢川・洞川・江間川・葦山古川・堂川・長瀬川・宗光寺川	洪水浸水想定区域（想定最大規模※ ² ）	静岡県
	内水浸水実績区域（令和元年東日本台風（台風第 19 号））		伊豆の国市
地震災害	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流）	静岡県
	砂防三法※ ³	急傾斜地崩壊危険区域	静岡県
		地すべり防止区域	静岡県
		砂防指定地	静岡県
その他	震度分布 （南海トラフ巨大地震東側ケース・相模トラフ沿いの最大クラスの地震）		静岡県
	液状化可能性 （南海トラフ巨大地震東側ケース・相模トラフ沿いの最大クラスの地震）		静岡県
その他	大規模盛土造成地 3 か所		静岡県
	ため池ハザードマップ 6 地点（8 か所）		伊豆の国市
	災害危険区域※ ⁴ （1 号：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定した急傾斜地崩壊危険区域） （2 号：津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域）		静岡県

※¹ 計画規模：河川改修を行う際の計画規模の降雨量に伴う洪水による想定（概ね 30 年から 50 年に一度発生する降雨量）

※² 想定最大規模：想定し得る最大規模の降雨量に伴う洪水による想定（想定される最大規模の降雨量については、①地域ごとの最大降雨量と②1/1000 年確率雨量を比較し、大きくなる降雨量を適用）

※³ 砂防三法：砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律のこと。それぞれの法で、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定の行為等が制限される。

※⁴ 静岡県建築基準条例第 3 条に基づき、急傾斜地の崩壊や津波、高潮、出水等による災害の危険から県民の生命と財産の安全を確保する、建築制限を行う地域

（参考）国土交通省より、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、【多段階の浸水想定図】【水害リスクマップ】が公表されているが、国管理河川の氾濫のみの想定であり、県管理河川を含め、より被害が大きい計画規模、想定最大規模の浸水想定を対象として、リスク分析を行っている。

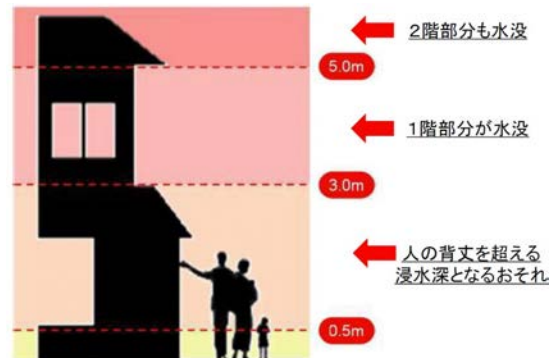
＜参考＞ 災害ハザード情報について

■ 浸水深と人的被害のリスクの関係

浸水深 5 m：一般的な家屋の2階が水没

浸水深 3 m：一般的な家屋の1階が水没
（2階床下部分に相当）

浸水深 0.5 m：浸水深が0.5 m以上（膝丈程度）
になると、殆どの人が避難困難



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

資料：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

■ 浸水継続時間

浸水深が50cm になってから50cm を下回るまでの時間の最大値

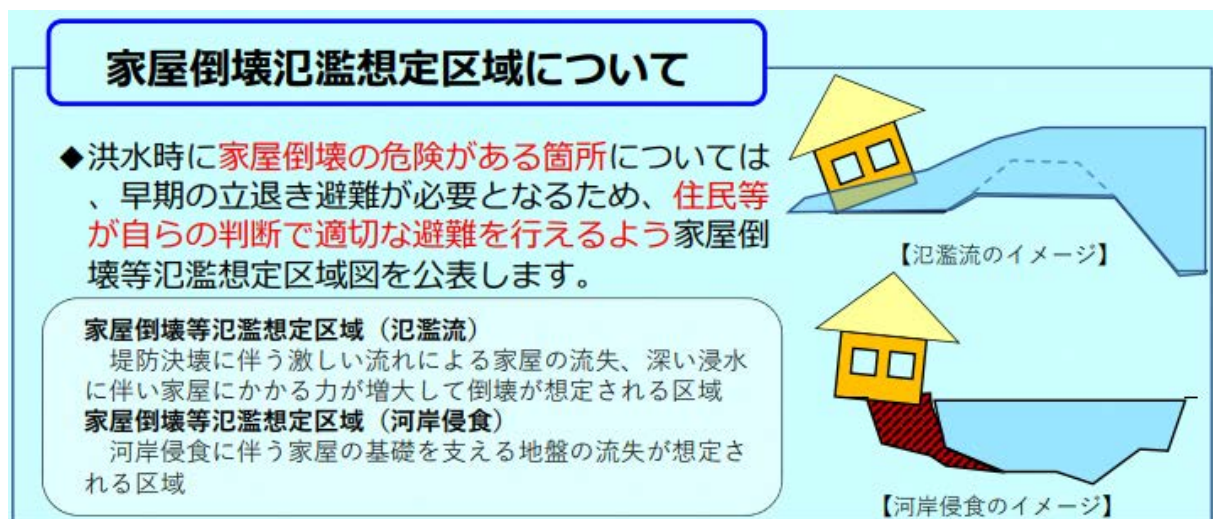
浸水継続時間の影響は、浸水継続時間が長期にわたる場合の孤立が想定される。なお、各家庭における飲料水や食料等の備蓄の目安は、3日以内の家庭が多いと推察されている。（参考：立地適正化計画作成の手引き（令和5年11月改訂）P152）

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

洪水時の氾濫流により、家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

洪水時の河岸侵食により、家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲



資料：静岡県公式ホームページ（河川防災局）

■ 早期立退き避難区域

家屋倒壊等氾濫想定区域及び家屋が水没するおそれのある浸水深3 m以上（垂直避難の適否）の範囲

■ 土砂災害に関する災害ハザード情報について



土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防三法指定区域のちがい

「土砂災害警戒区域等マップ」で確認できる「土砂災害（特別）警戒区域」、「土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）」、「砂防三法指定区域（砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域）」の違いは以下のとおりです。

区域名	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害危険箇所 (土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所)	砂防三法指定区域 (砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域)
根拠	「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」 (平成13年4月1日施行)	建設省砂防課長通達 (昭和41年10月14日)	砂防指定地…「砂防法」 (明治30年3月30日) 地すべり防止区域…「地すべり等防止法」 (昭和33年3月31日) 急傾斜地崩壊危険区域…「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和44年7月1日)
目的	・土砂災害のおそれのある箇所の周知 ・警戒避難体制の整備による土砂災害からの住民の生命及び身体の保護 ・危険箇所への新規住宅等の立地抑制	・土地利用等の社会的変化や土砂災害の実態把握 ・危険箇所の周知	・ハード対策（砂防堰堤などの整備） ・区域内の一定の行為制限（下記）
調査方法	・2千5百分の1の地形図により机上抽出 ・現場踏査により調査対象箇所を確定 ・調査対象箇所の地形の現地計測 ・地質、保全対象等の現地確認	・2万5千分の1の地形図により机上抽出 ・地形、地質、保全対象等の現地確認	砂防関係施設の設置が必要な範囲を調査・検討
義務・制限	【土砂災害特別警戒区域内】 ・特定開発行為に対する許可制 ・建築物の構造規制、移転勧告 【土砂災害警戒区域内】 ・宅地建物取引業者は、不動産取引時の重要事項説明 ・要配慮者利用施設管理者は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施	なし	土地の掘削、立木の伐採等、土砂災害を誘発する行為の制限

資料：東京都建設局ホームページ（一部加工）

■ 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの違い

がけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)

大雨などによって地中に水分がしみ込み、地盤がゆるんで斜面が突然崩れ落ちます。

特別警戒区域
警戒区域

土石流

長引く雨や台風の集中豪雨で、谷や山にある土や石が一気に下流に向けて押し流されます。

特別警戒区域
警戒区域

地すべり

緩やかな坂で、粘土のような滑りやすい土に雨がしみて、地面がゆっくり下方に動きます。

警戒区域

次のような前兆現象に注意し、危険を感じたら速やかに避難しましょう！

前兆現象	前兆現象	前兆現象
① 小石がパラパラ落ちてくる ① がけから濁った水が出る ① 地下水や湧き水が止まる ① がけにひび割れができる	① 山鳴りがする ① 川の水が急に濁り流木が混ざりはじめる ① 雨が降り続けているのに川の水位が下がる	① 地面にひび割れができる ① 沢や井戸の水が濁る ① 池や沼の水量が急に変化する ① がけや斜面から水が噴き出す

資料：伊豆の国市防災マップ

■ 震度分布・液状化可能性

静岡県第4次地震被害想定※で、本市への影響が最大となる地震として、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する南海トラフ巨大地震（M9程度、東側ケース）と相模トラフ沿いで発生する元禄型関東地震（M8.2程度）が想定されている。

液状化可能性は震度分布図に基づき、示された震度の時に、水を十分に含んだ緩い砂地盤が強い地震で激しく揺すられた際に起こる地域の液状化の可能性を表したもの。

※静岡県第4次地震被害想定：東日本大震災を教訓とし、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県が策定した被害想定（平成25年6月・11月公表）

震度とゆれの状況

0  【震度0】 人は揺れを感じない。	1  【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2  【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3  【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4  【震度4】 ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱  耐震性が高い 耐震性が低い		【震度6弱】 ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
5弱  【震度5弱】 ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ●棚にある食器類や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	6強  耐震性が高い 耐震性が低い		【震度6強】 ●はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
5強  【震度5強】 ●物につかまらなさと歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。	7  耐震性が高い 耐震性が低い		【震度7】 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

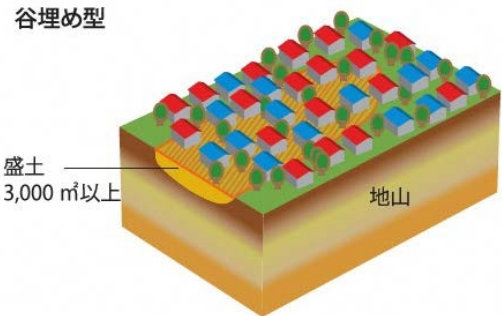
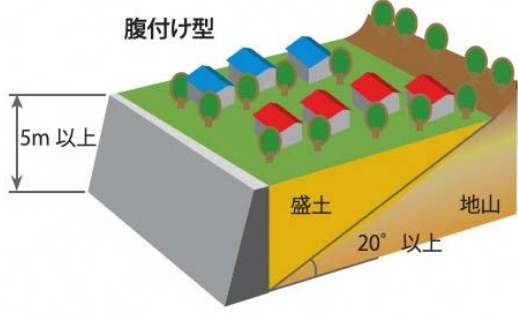
資料：気象庁震度階級の解説

■ 大規模盛土造成地

平成 7 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大地震）や平成 16 年の新潟中越地震等では、大規模に谷や沢を盛土した造成地で滑動崩落が発生し、住宅が流出するなどの被害が発生したことから、平成 18 年度に宅地造成等規制法の改正に伴い、以下の造成地について「大規模盛土造成地」と定義している。

市内に分布する大規模盛土造成地を調査し公表することにより、宅地所有者等に対して身近な大規模盛土造成地の存在を知っていただくとともに、防災意識を高めていただくことを主な目的としている。

なお、大規模盛土造成地マップは、市内に分布する対象となる盛土の位置を示したものであり、危険な造成地を表したものではありません。

谷埋め型大規模盛土造成地	腹付け型大規模盛土造成地
谷を埋め立てた造成宅地で盛土の面積が 3,000m²以上のもの 谷埋め型  盛土 3,000 m²以上 地山	傾斜地に盛土した造成宅地で、盛土をする前の地盤の傾斜が 20 度以上、かつ盛土の高さが 5m 以上のもの 腹付け型  5m 以上 盛土 20° 以上 地山

資料：静岡県公式ホームページ（建築安全推進課）

（２）災害ハザード情報の整理

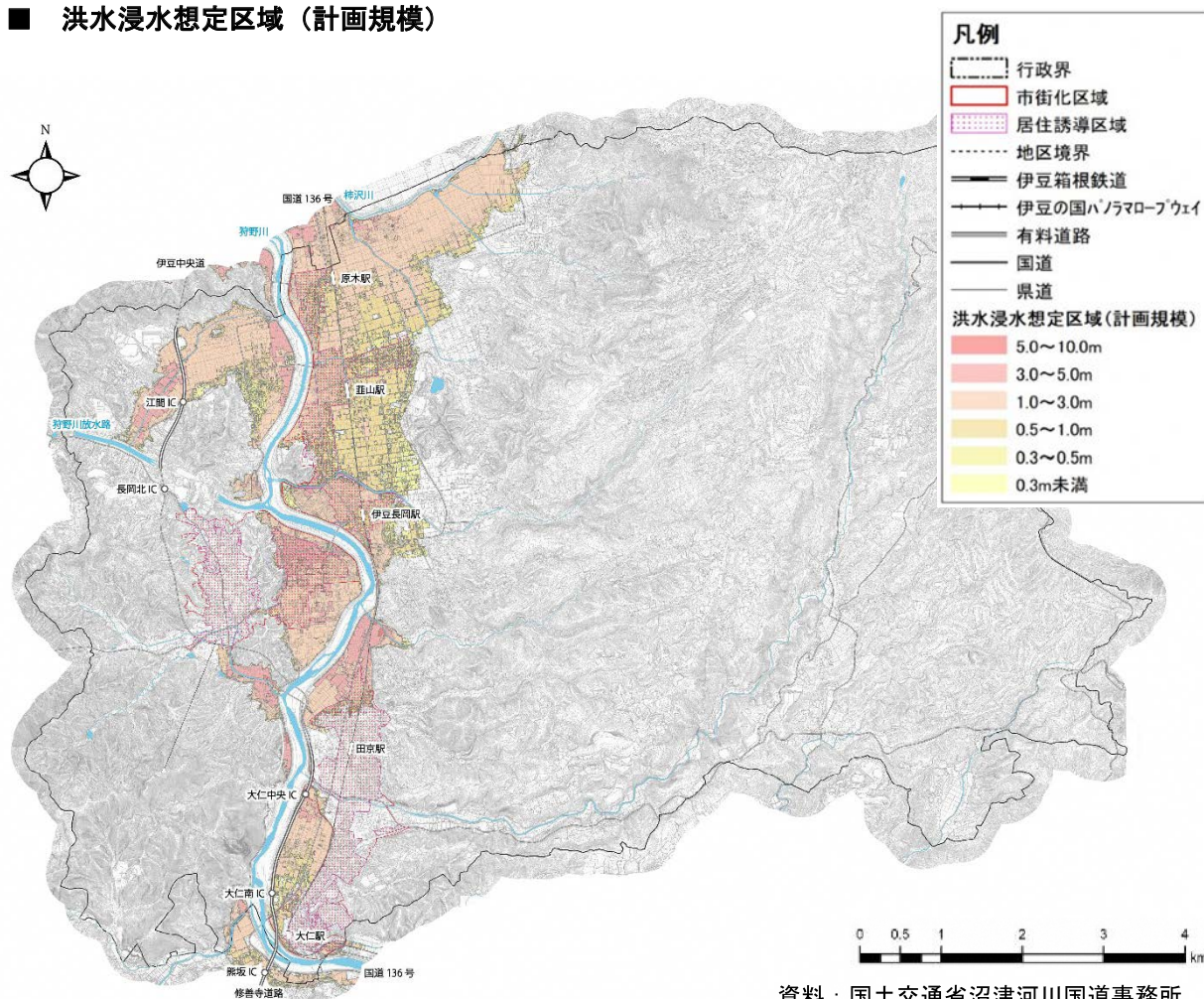
１）水害

①洪水浸水想定区域（計画規模）

計画規模の洪水では、狩野川沿いに広がる市街地の広範囲が浸水すると想定されています。

菰山地域や伊豆長岡地域の狩野川沿いでは市街化区域の大部分が浸水し、家屋の浸水被害や避難の遅れ等による人的被害が発生する危険性があります。また、伊豆長岡地域の市街化区域には垂直避難が困難となる浸水深 3 m 以上の区域もみられます。大仁地域では伊豆箱根鉄道より西側に浸水想定区域が広がっており、市街化区域への浸水は田京駅の北側にみられます。

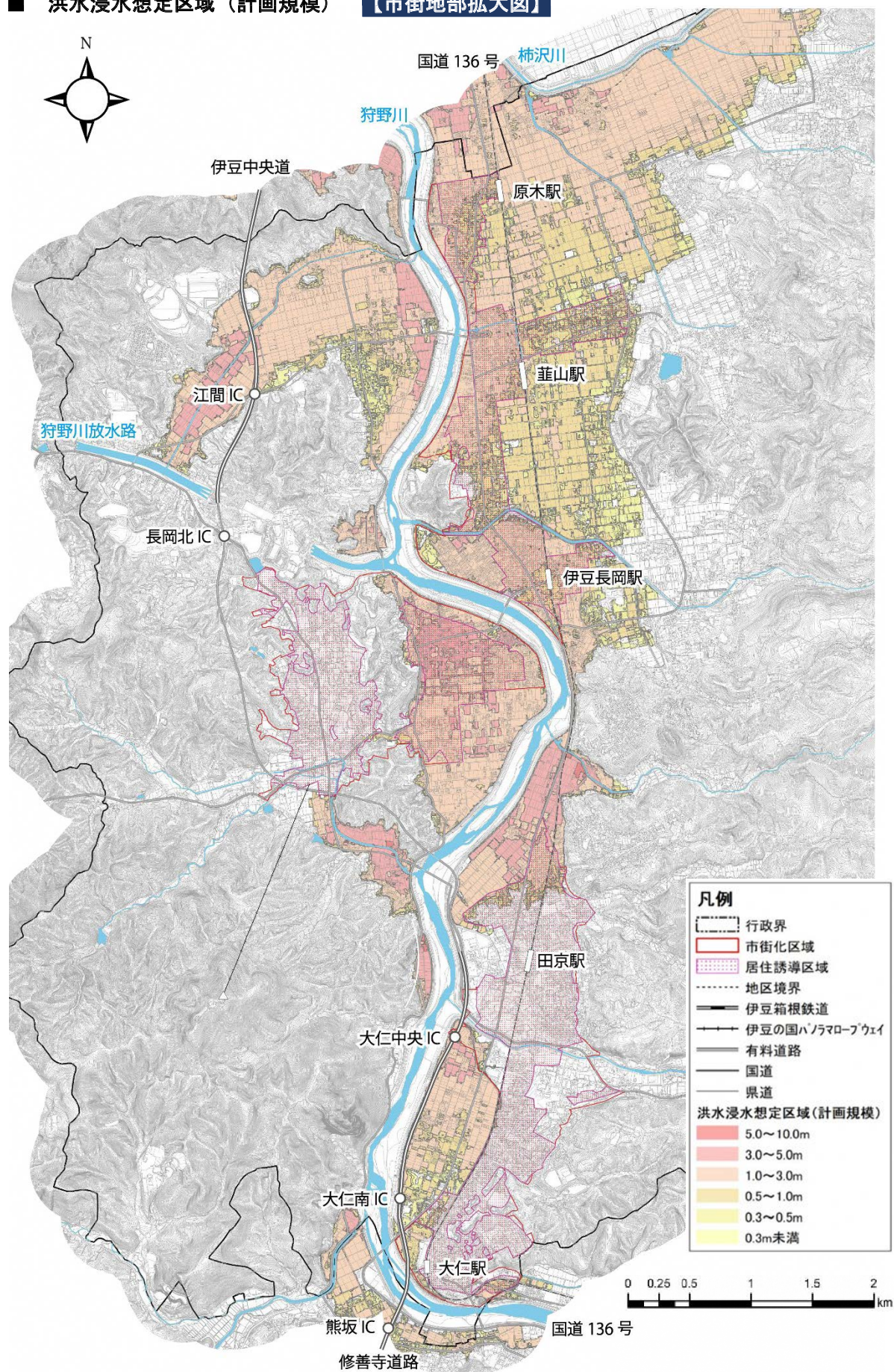
■ 洪水浸水想定区域（計画規模）



※計画規模：河川改修を行う際の計画規模の降雨量に伴う洪水による想定（おおむね 30 年から 50 年に一度発生する降雨量）

■ 洪水浸水想定区域（計画規模）

【市街地部拡大図】



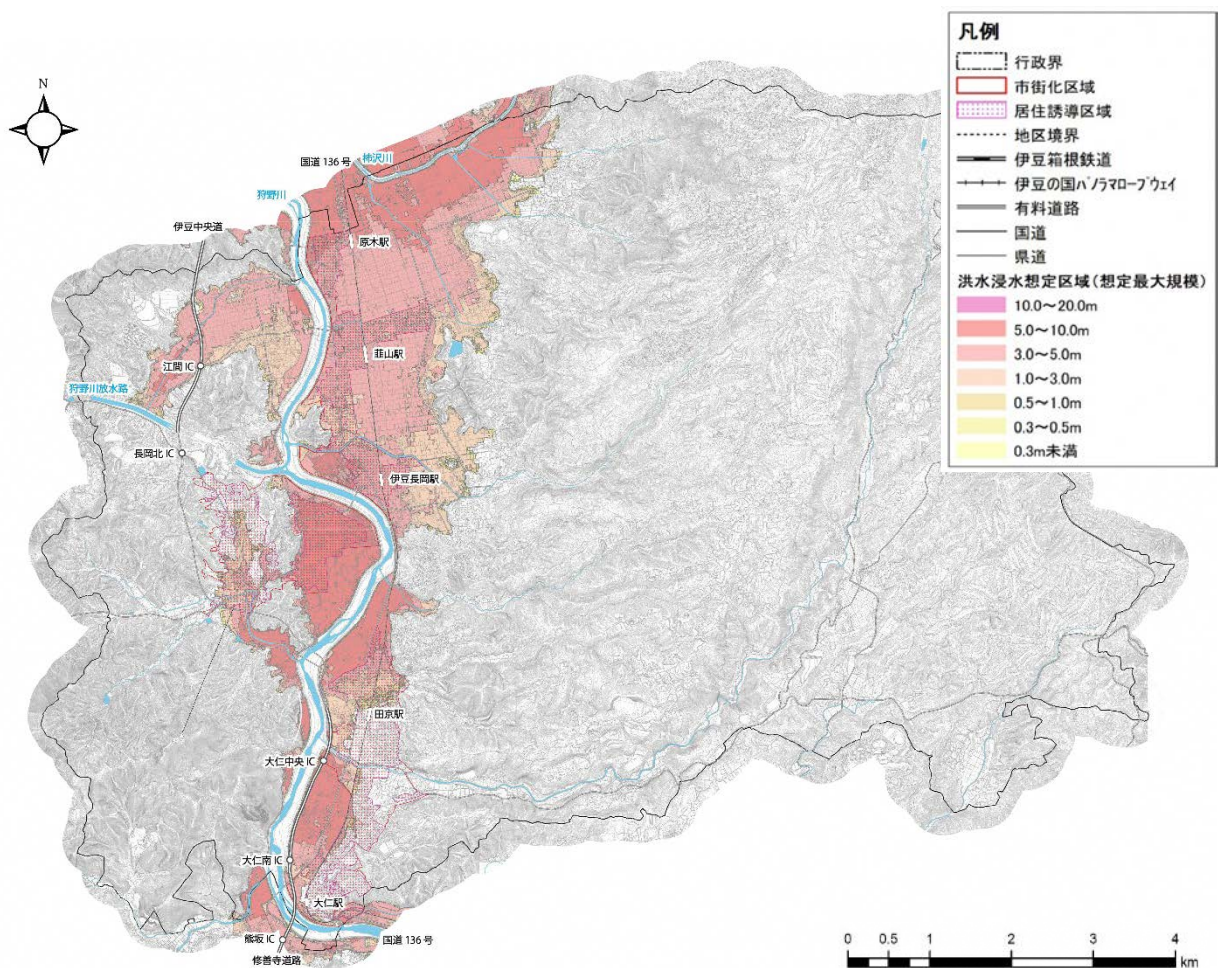
資料：国土交通省沼津河川国道事務所

②洪水浸水想定区域（想定最大規模）

想定最大規模の洪水では、計画規模より浸水想定区域が全体的に広がると想定され、伊豆長岡地域の国道 414 号沿いや大仁地域の田京駅付近も浸水想定区域となっています。また、狩野川に流入する中小河川（狩野川・狩野川放水路・柿沢川以外）の河川沿いにおいても浸水被害が発生すると想定されています。

菰山地域や伊豆長岡地域の狩野川沿いでは市街化区域の大部分が浸水し、垂直避難が困難となる浸水深 3 m 以上の区域が広範囲に広がっています。特に、伊豆長岡地域の狩野川沿いの市街地は浸水深が 5 m 以上の区域となっています。

■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

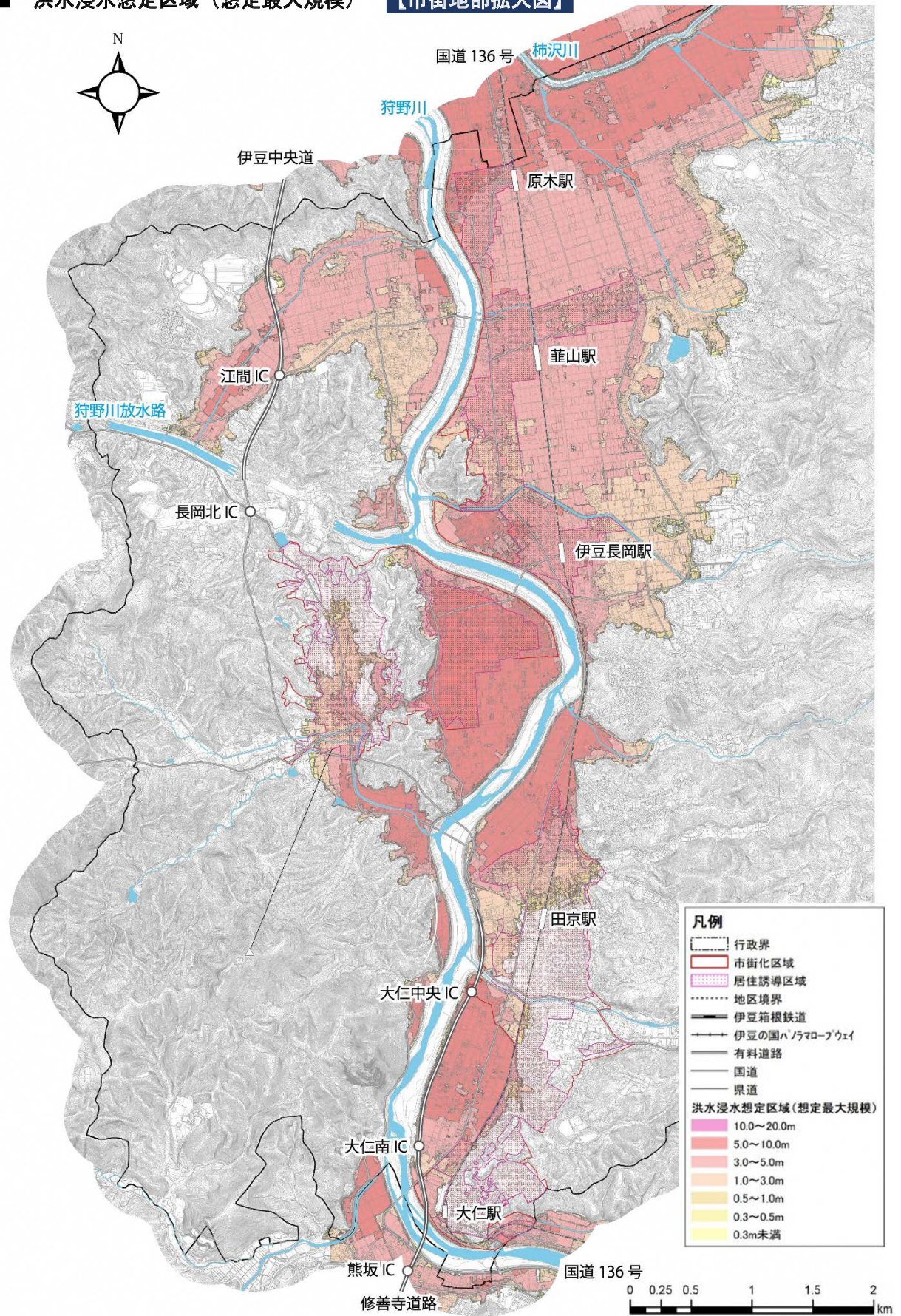


資料：国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

※ 想定最大規模：想定し得る最大規模の降雨量に伴う洪水による想定（想定される最大規模の降雨量については、①地域ごとの最大降雨量と②1/1000 年確率雨量を比較し、大きくなる降雨量を適用）

■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

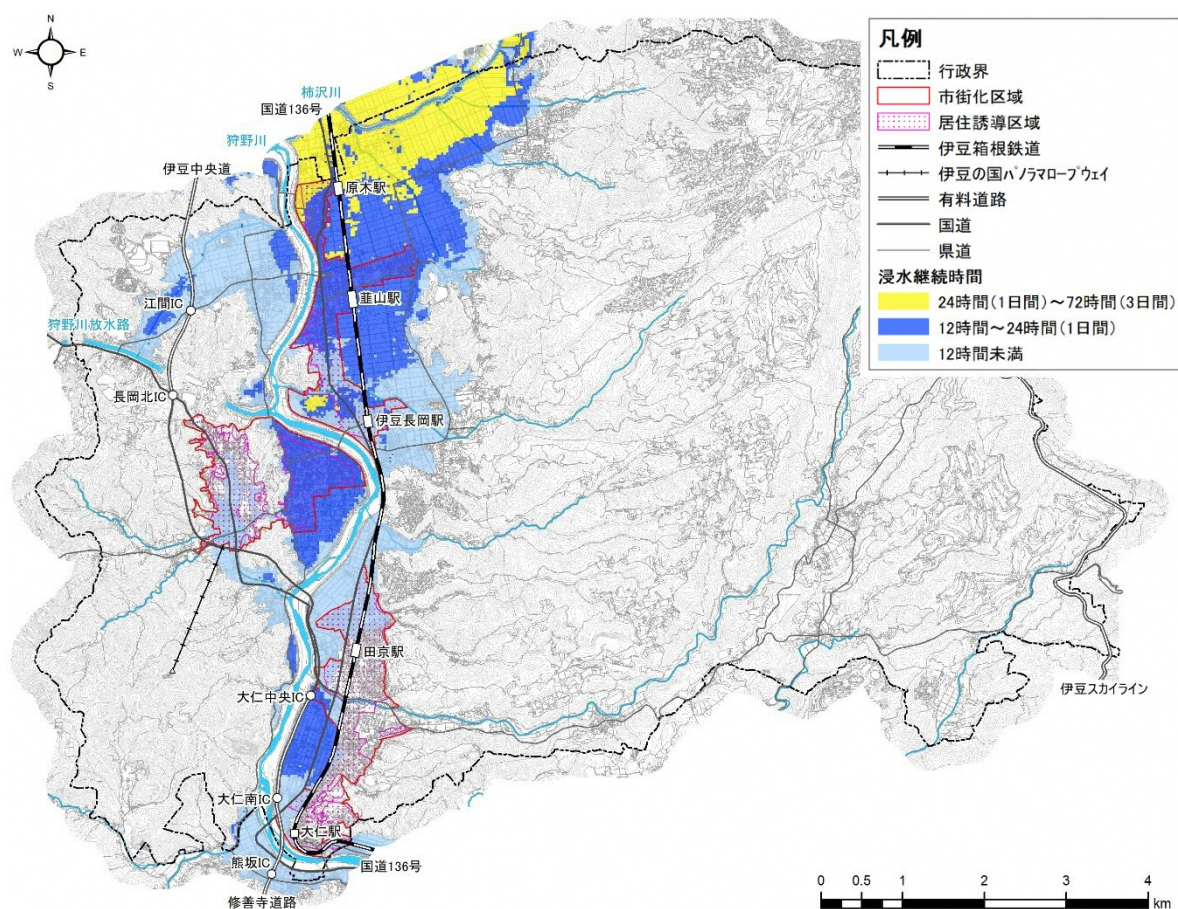
【市街地部拡大図】



③洪水浸水継続時間（想定最大規模）

想定最大規模の洪水が発生した場合の浸水継続時間を見ると、個人備蓄の目安である72時間（3日間）を超えて浸水する区域はみられませんが、原木駅より北側には浸水継続時間が24時間（1日間）～72時間（3日間）の区域が広がっており、一部の集落が長期間孤立する危険性があります。また、韮山地域や伊豆長岡地域の狩野川沿いの市街化区域には12時間～24時間（1日間）の区域が広がっています。

■ 洪水浸水継続時間（想定最大規模）

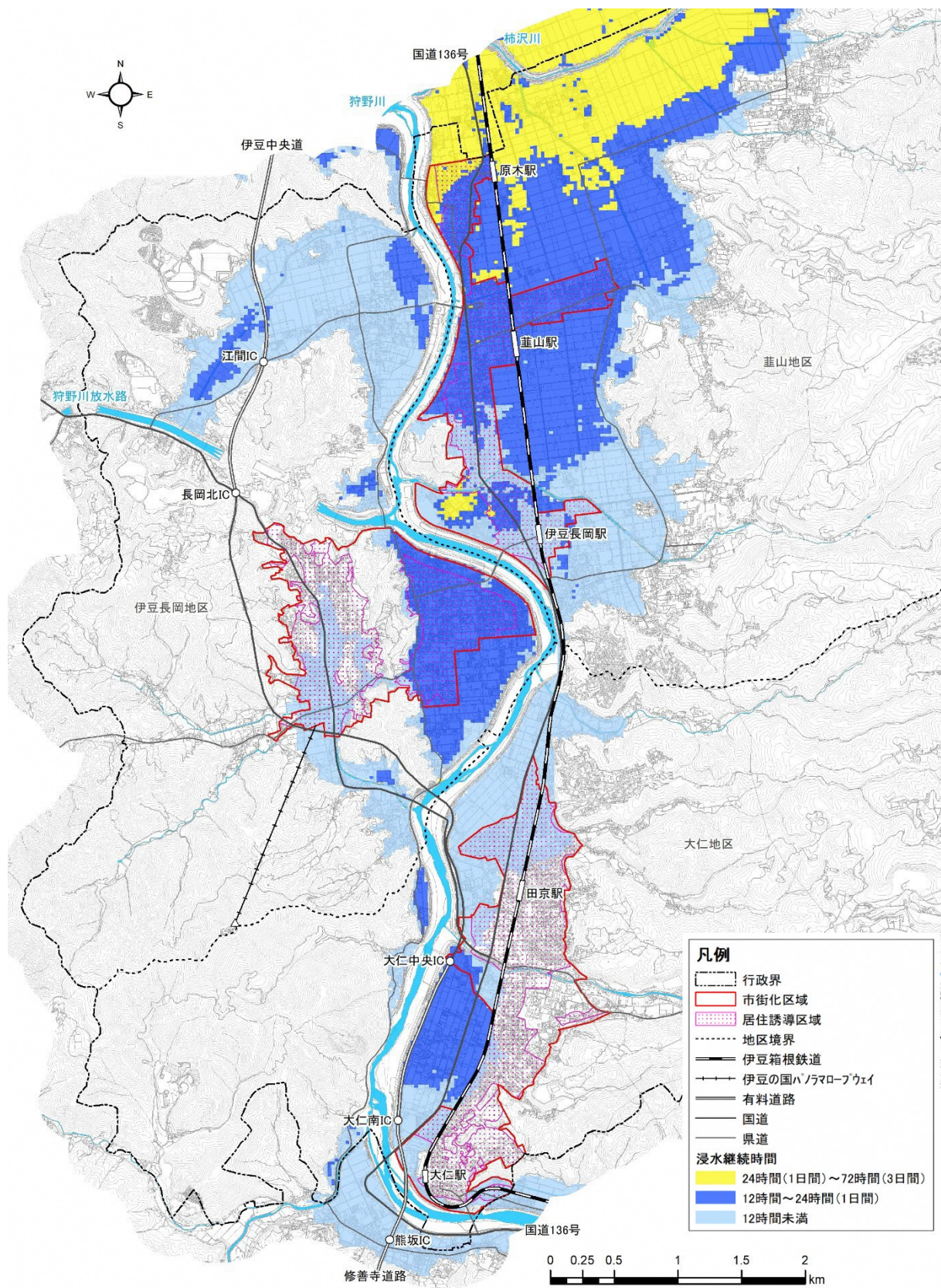


資料：国土交通省沼津河川国道事務所

※ 想定最大規模：想定し得る最大規模の降雨量に伴う洪水による想定（想定される最大規模の降雨量については、①地域ごとの最大降雨量と②1/1000年確率雨量を比較し、大きくなる降雨量を適用）

■ 洪水浸水継続時間（想定最大規模）

【市街地部拡大図】

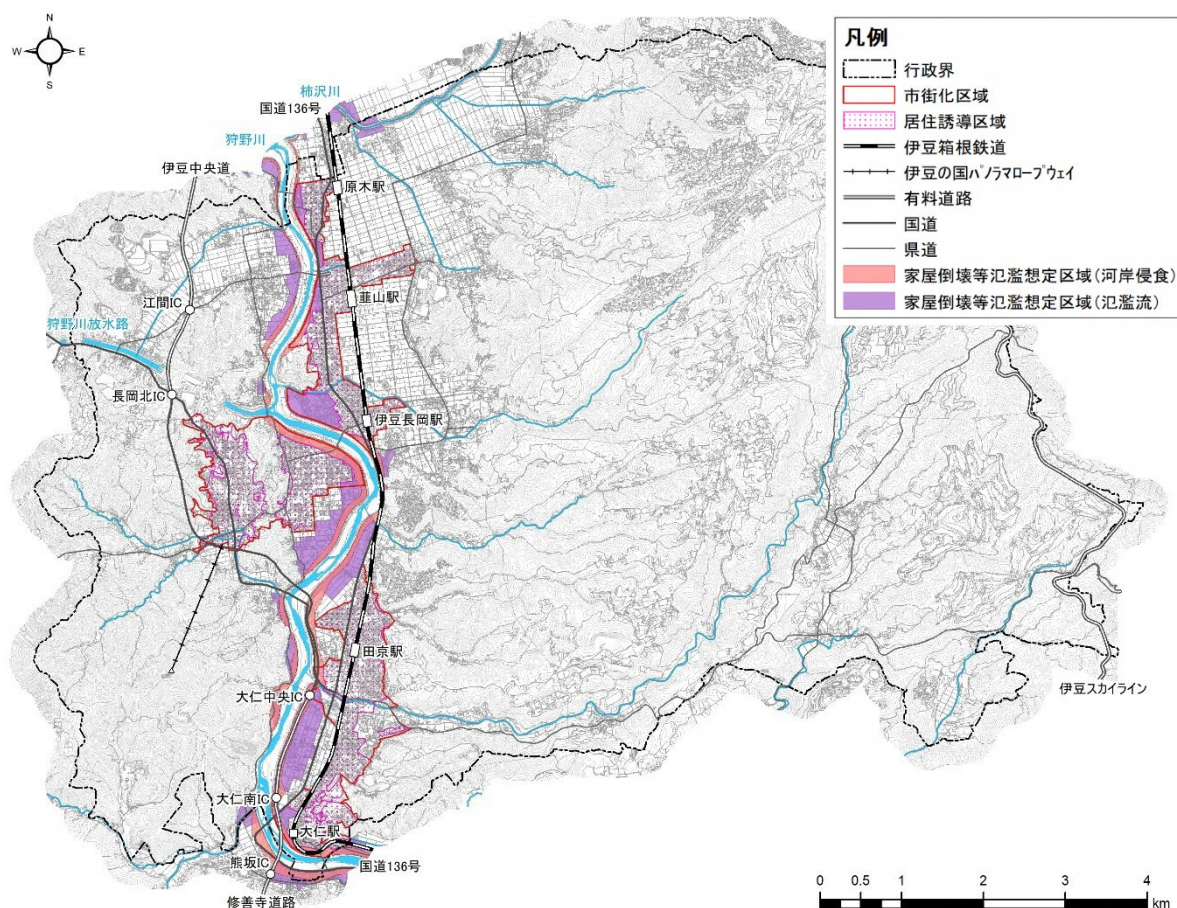


資料：国土交通省沼津河川国道事務所

④家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）

狩野川沿いのほとんどの区間が、氾濫流や河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域となっており、家屋の流出や倒壊といった甚大な被害が発生する危険性があります。また、柿沢川沿いの一部の地域にも、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

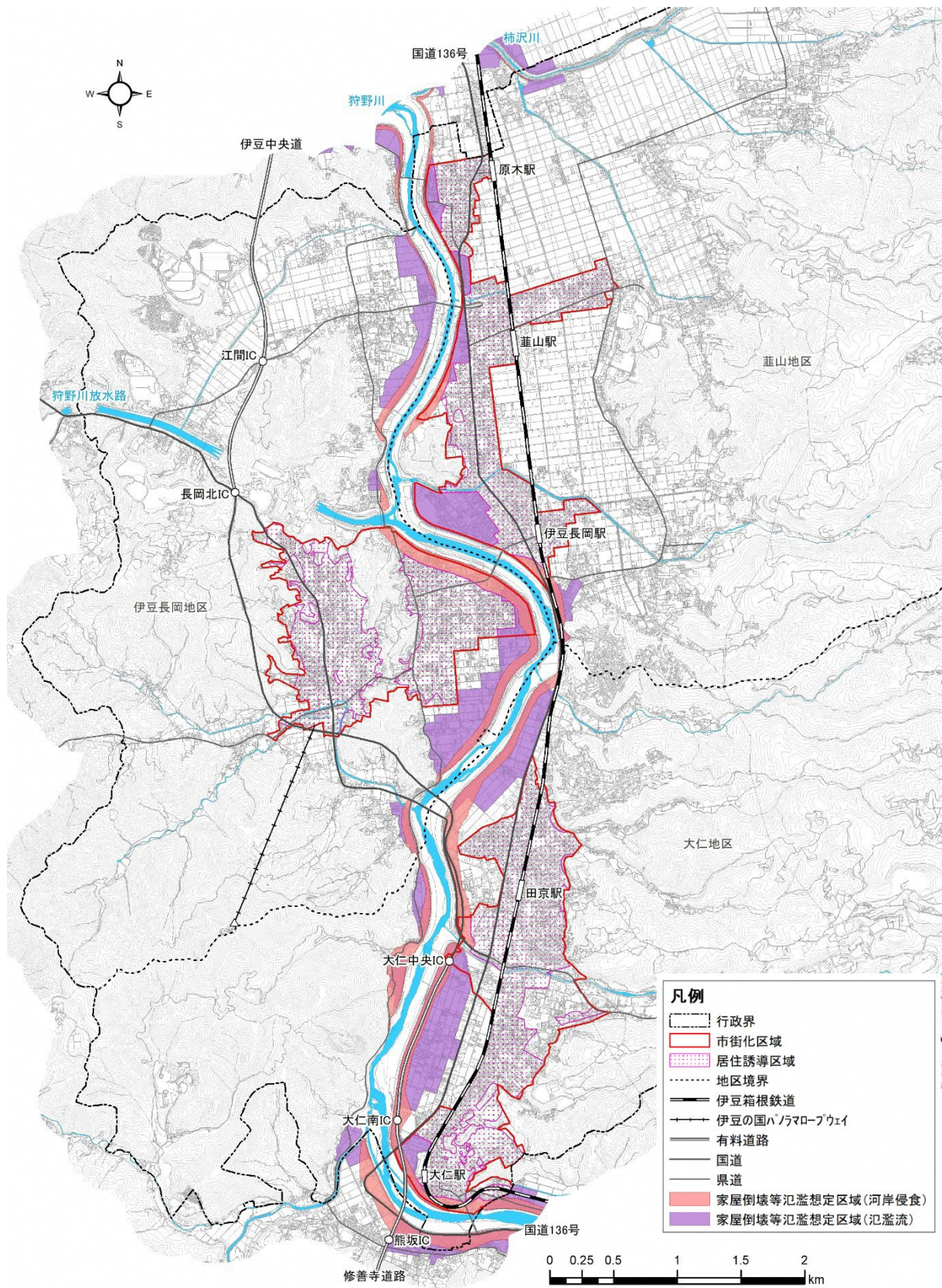
■ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）



資料：国土交通省沼津河川国道事務所

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）

【市街地部拡大図】

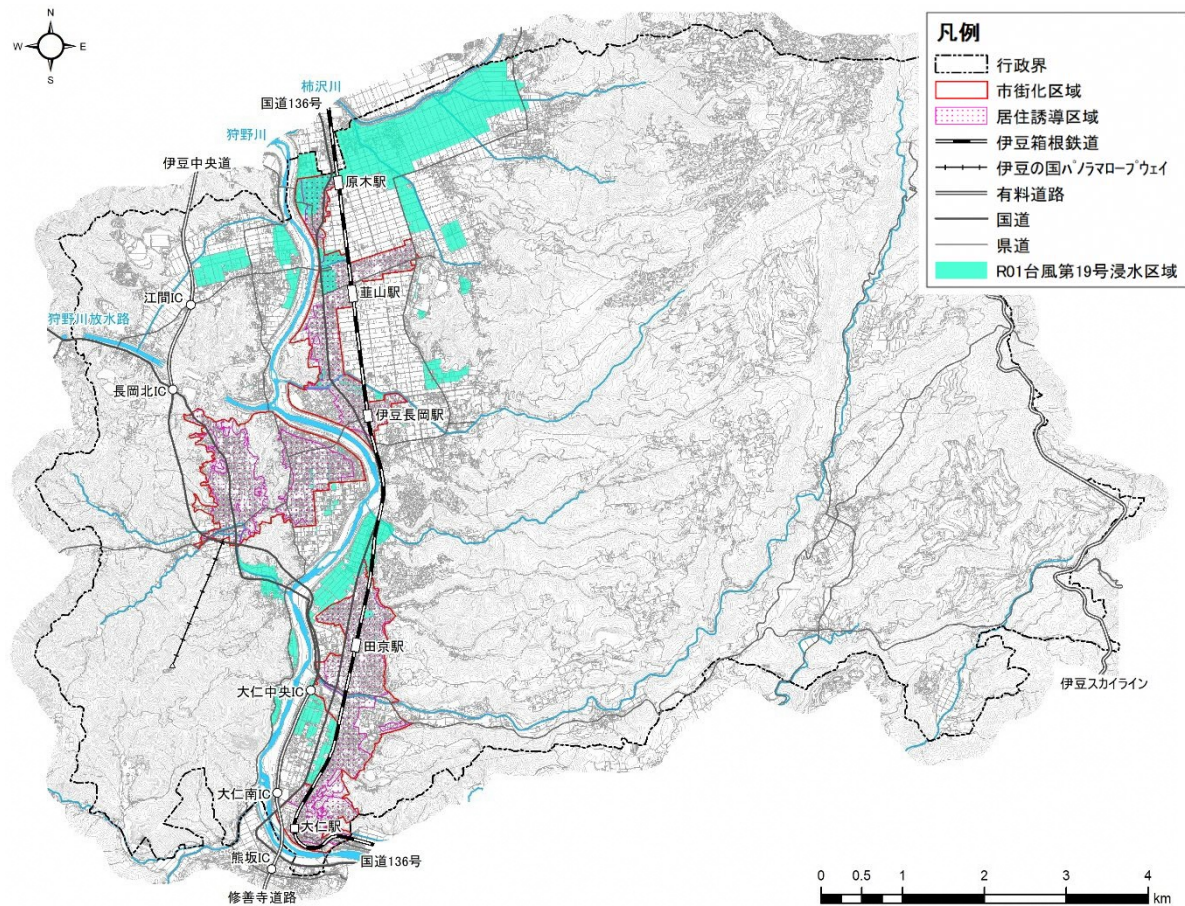


資料：国土交通省沼津河川国道事務所

⑤内水浸水実績区域

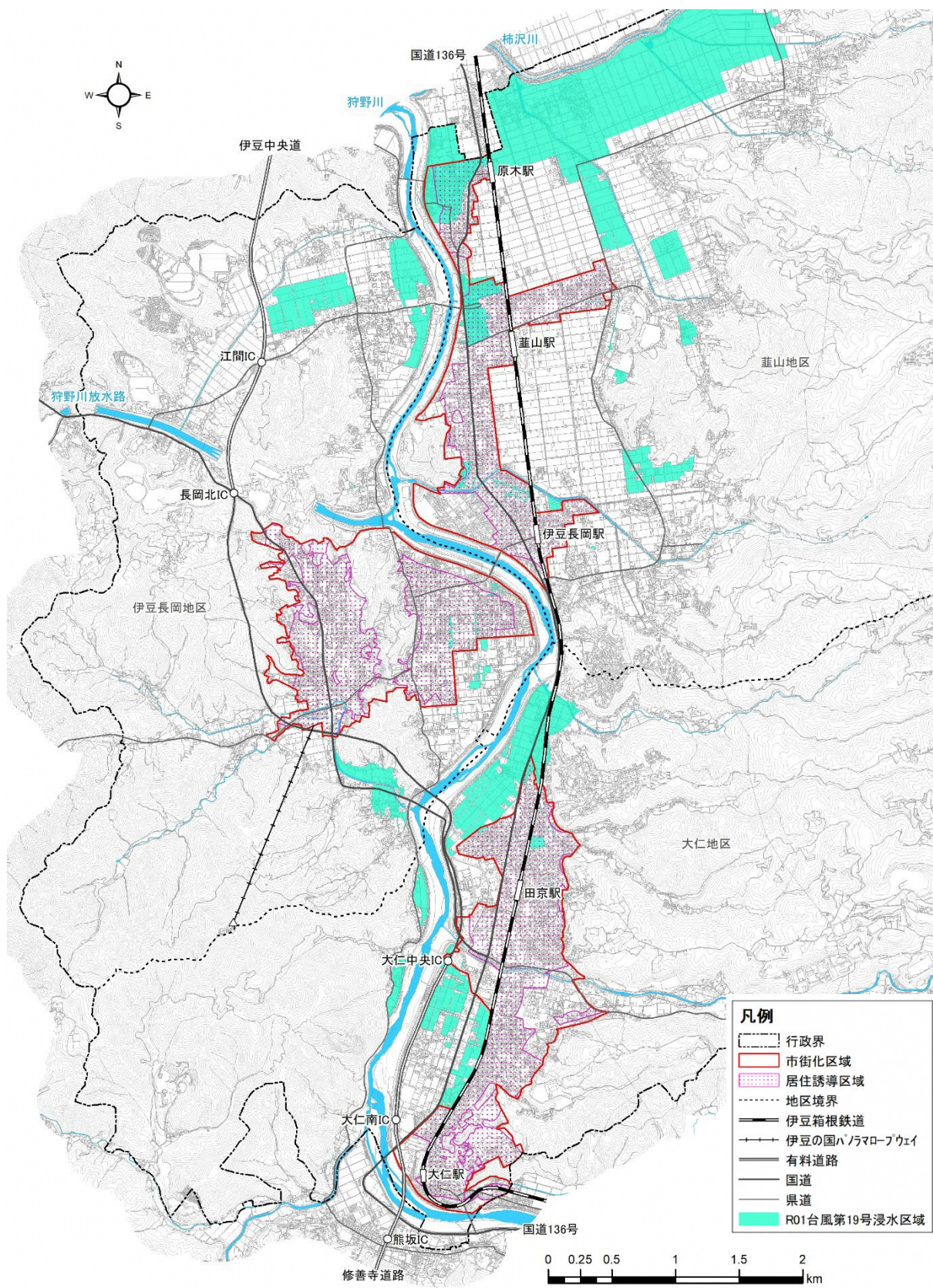
令和元年東日本台風（台風第19号）では、計画規模の洪水による浸水想定区域とおむね同じ範囲で、内水氾濫が発生しています。

■ 内水浸水実績区域



資料：伊豆の国市

■ 内水浸水実績区域 【市街地部拡大図】



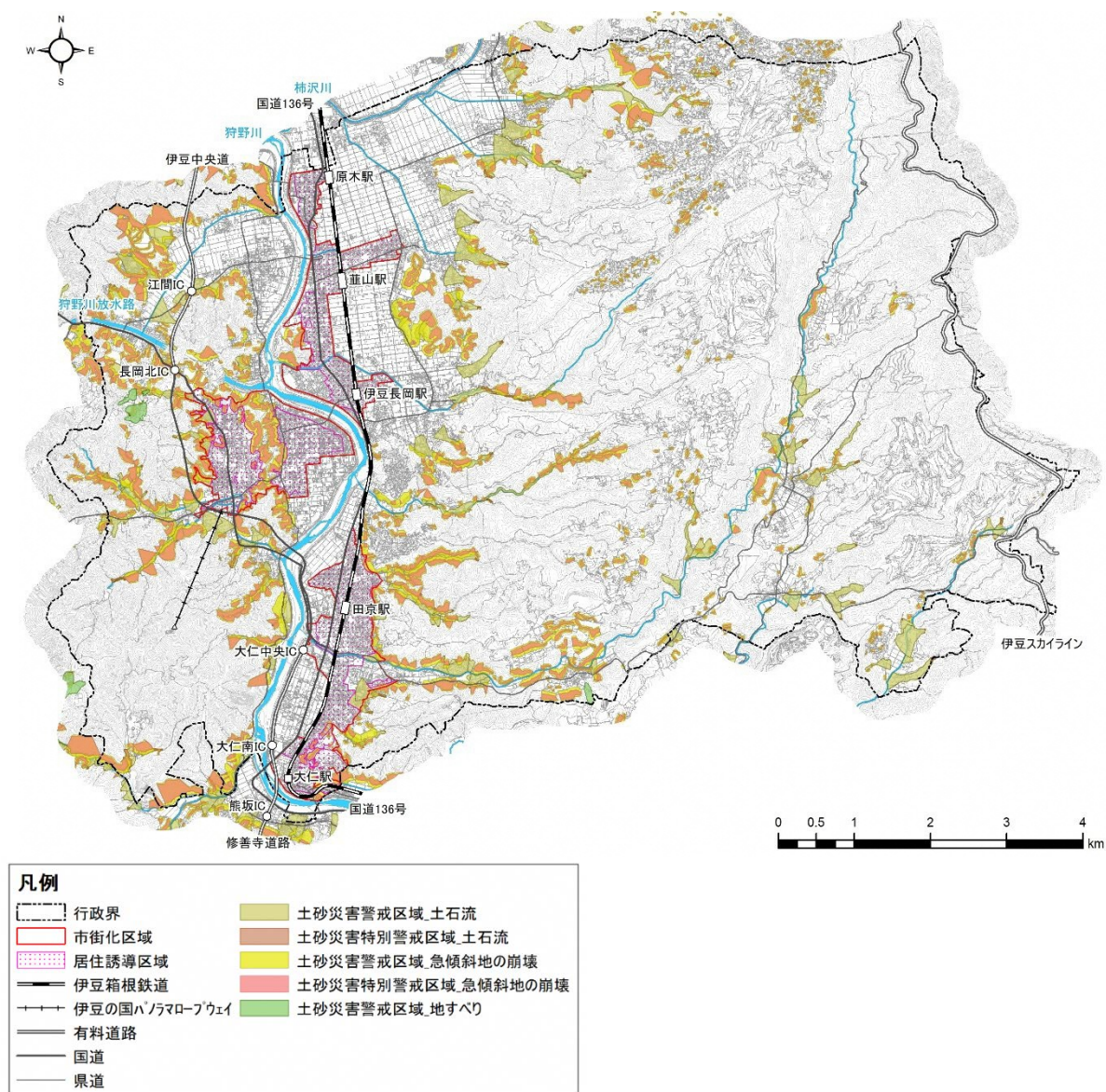
資料：伊豆の国市

2) 土砂災害

①土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

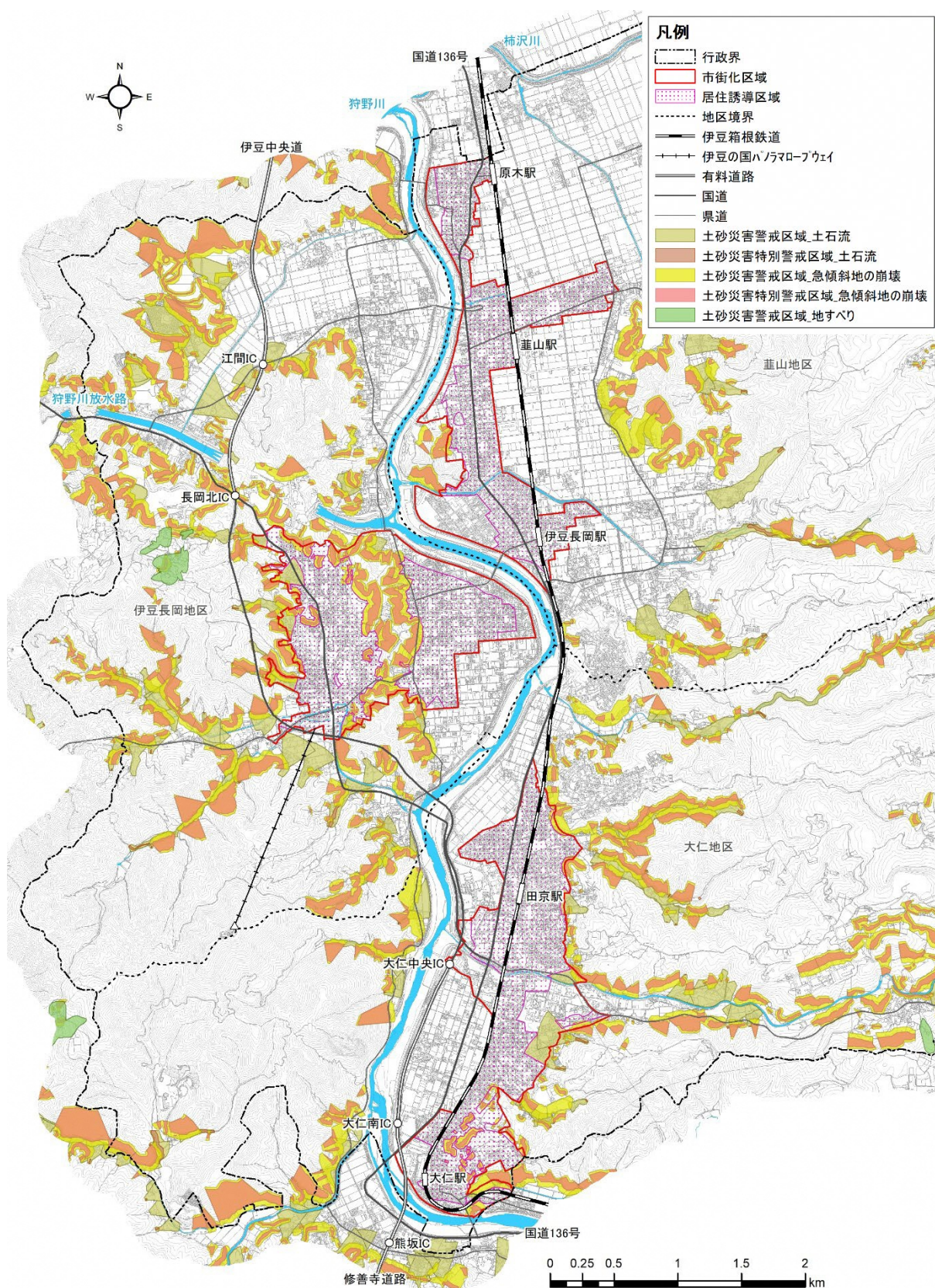
狩野川沿いの市街地の外縁部や各河川沿いを中心に、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が多く指定されており、各地で人的被害や建物被害が発生する危険性があるほか、幹線道路の途絶等が発生するおそれがあります。特に、伊豆長岡地域や大仁地域では、市街化区域に隣接する土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が多く、甚大な被害が発生する危険性があります。

■ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域



資料：静岡県

■ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 【市街地部拡大図】



資料：静岡県

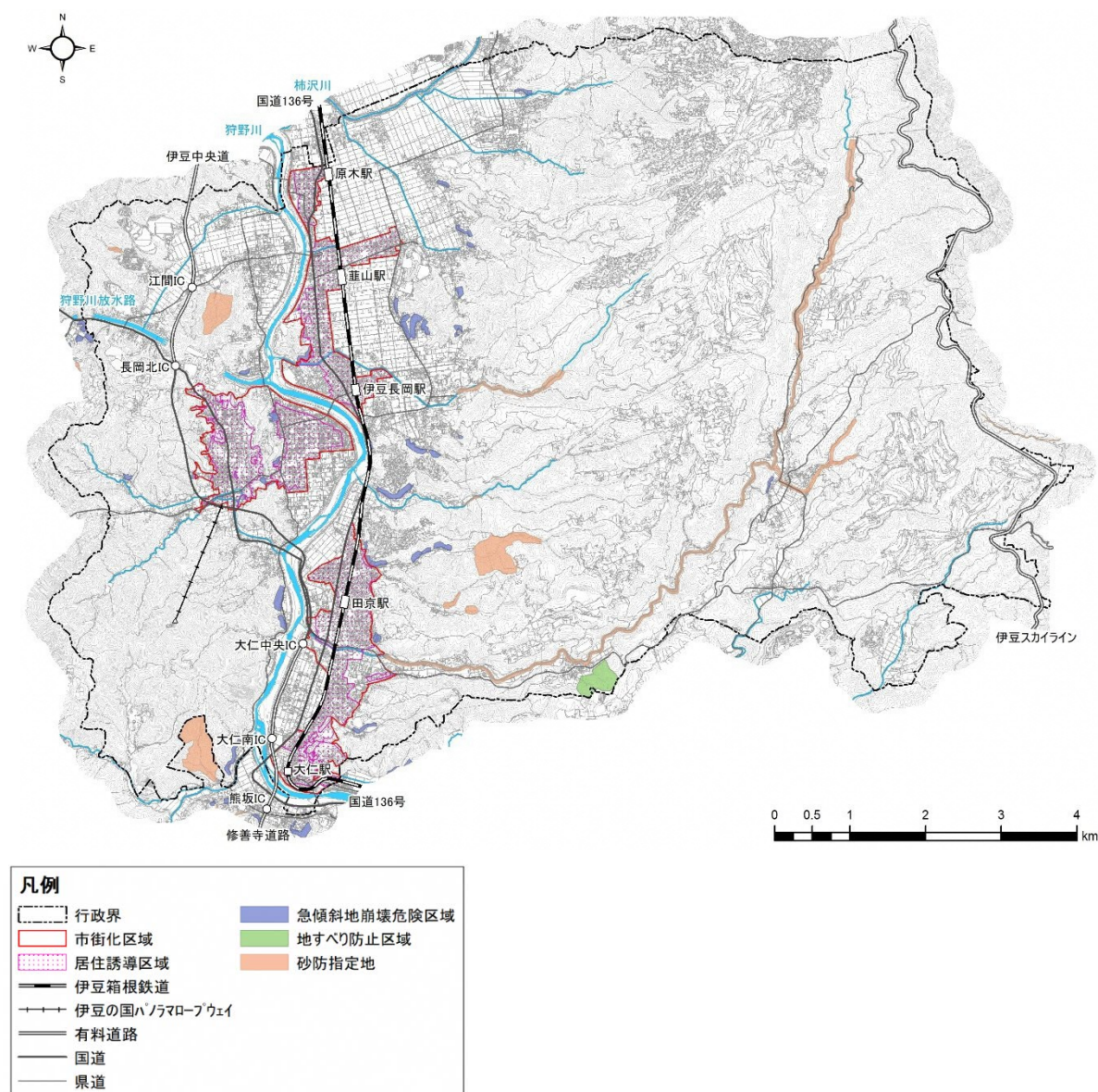
②砂防三法指定区域

急傾斜地崩壊危険区域は、狩野川沿いの市街地の外縁部に点在しています。

地すべり防止区域は、南部の下畑地区に1か所指定されています。

砂防指定地は、江間ICの南東側、田京駅の東側、東部から狩野川に流入する河川沿いに指定されています。

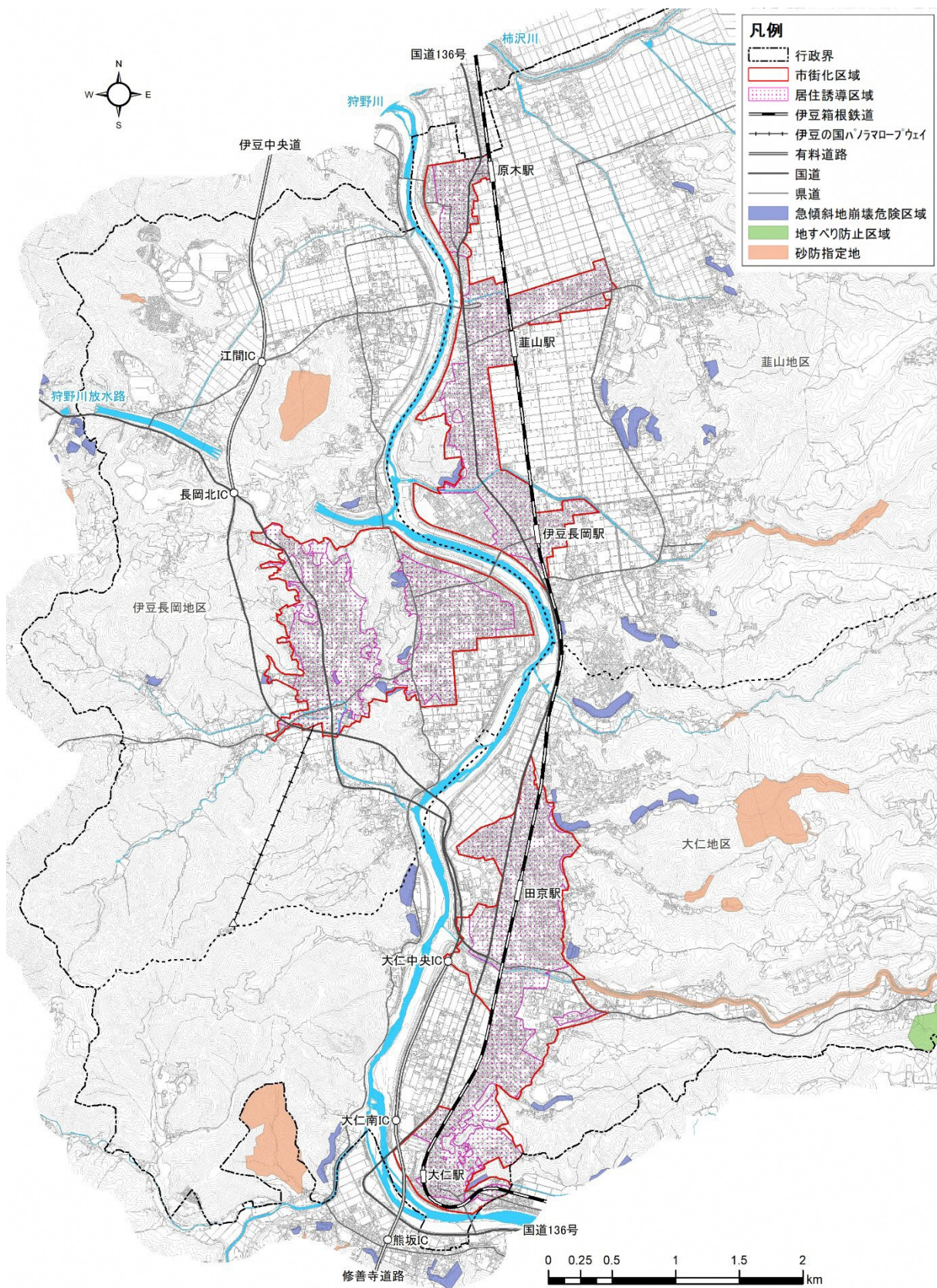
■ 砂防三法指定区域



資料：静岡県

※ 砂防三法：砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律のこと。それぞれの法で、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定の行為等が制限される。

■ 砂防三法指定区域 【市街地部拡大図】



資料：静岡県

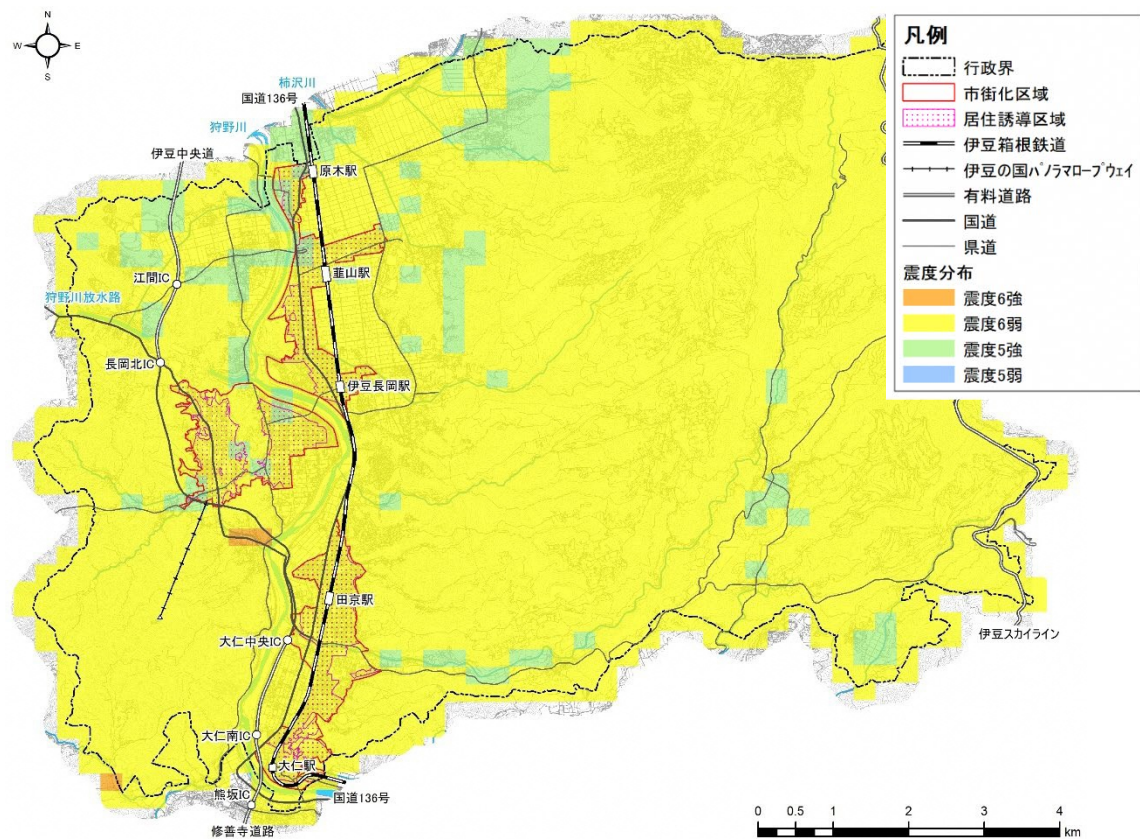
3) 地震

①震度分布

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市の大部分が震度 6 弱の揺れを観測すると想定され、木造建物の倒壊等の被害が発生する危険性があります。

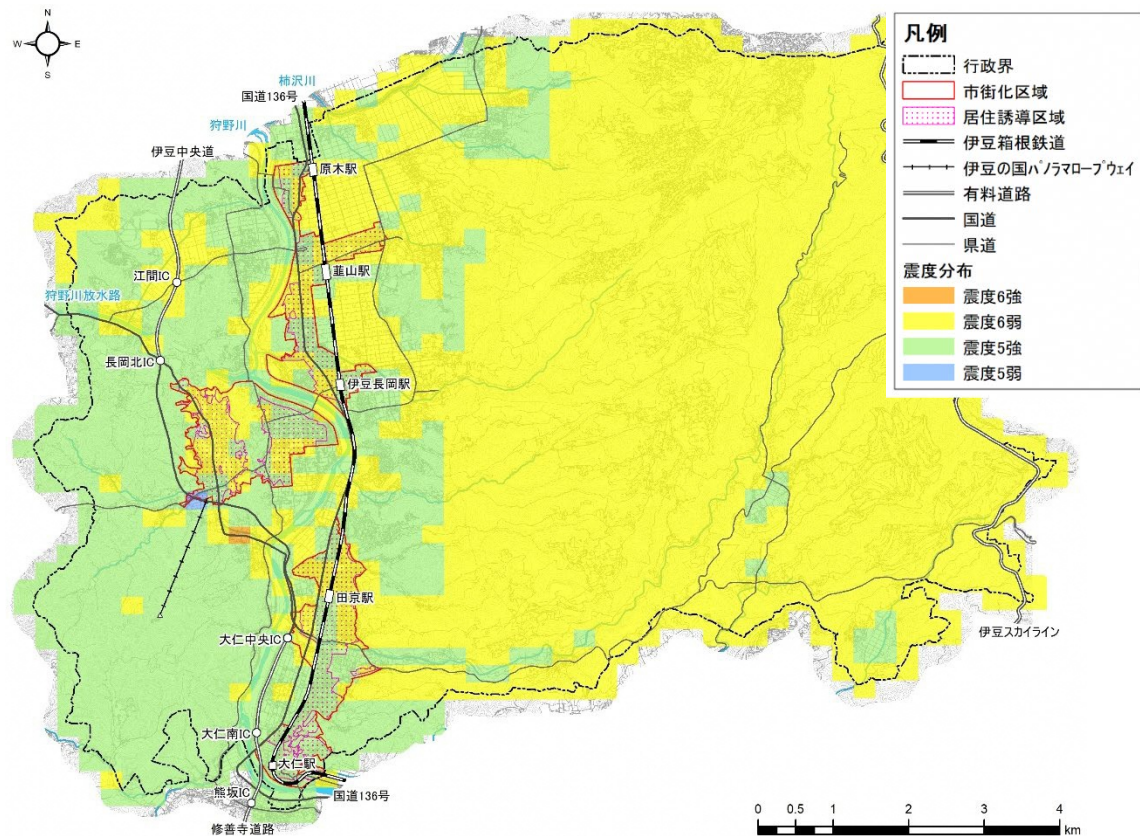
相模トラフ沿いの最大クラスの地震が発生した場合、東部～中部の山間部では震度 6 弱を観測すると想定されており、木造建物の倒壊等の被害が発生する危険性があります。また、狩野川沿いから西部にかけては震度 5 強の揺れが発生すると想定されており、ブロック塀の倒壊や家具等の転倒が発生する危険性があります。

■ 震度分布図（南海トラフ巨大地震 東側ケース）



資料：静岡県

■ 震度分布図（相模トラフ沿いの最大クラスの地震）

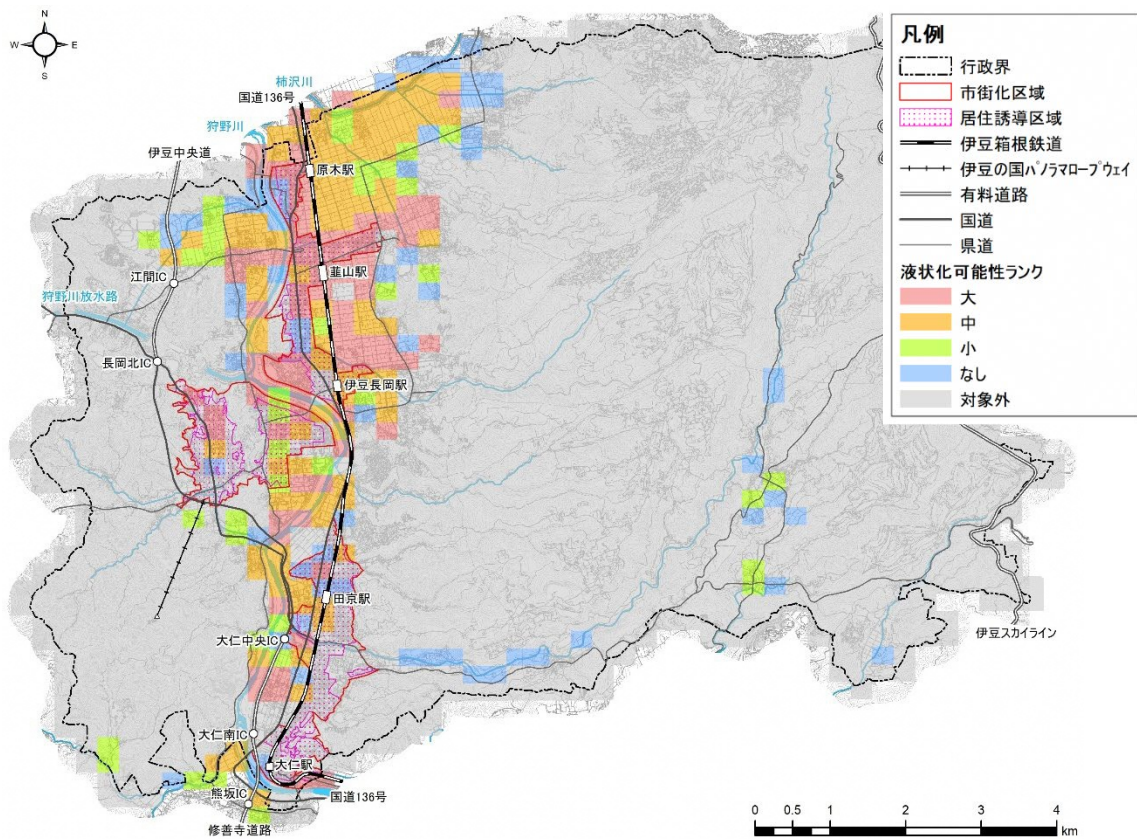


資料：静岡県

②液状化可能性

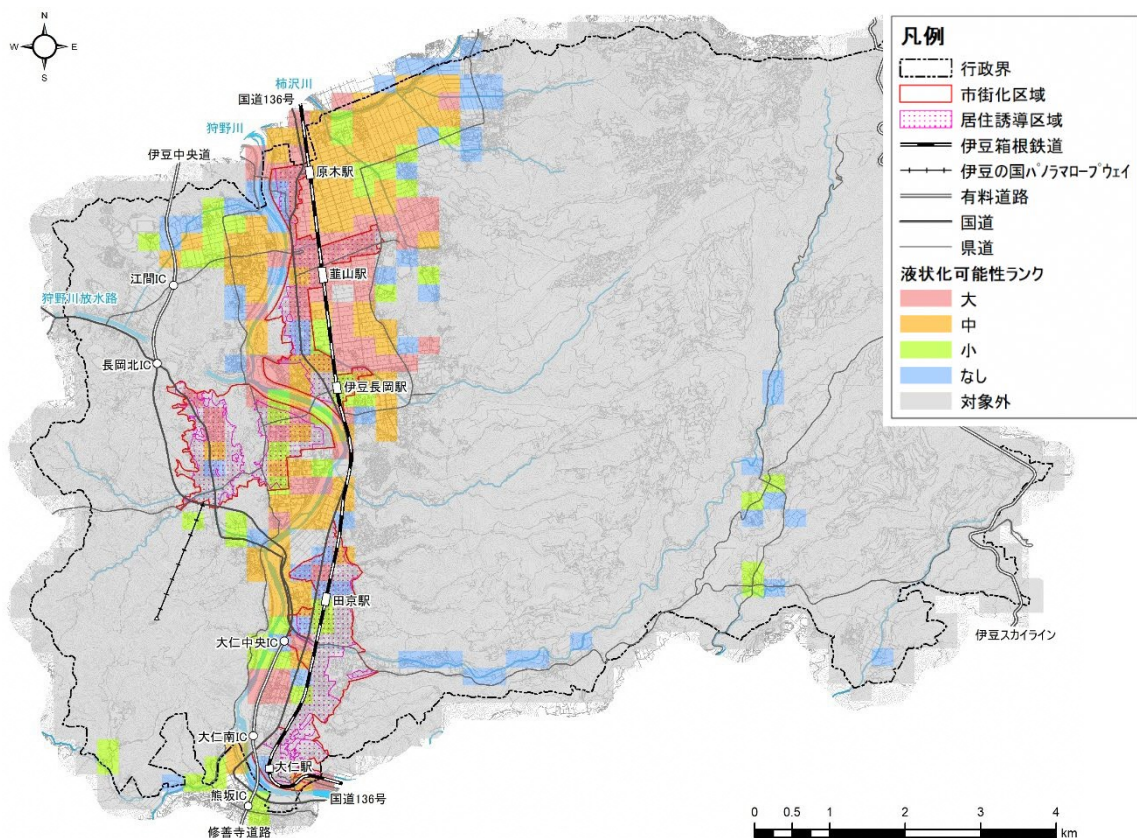
狩野川沿いに広がる市街地の広範囲で液状化が発生する可能性があります。特に、韮山地域の市街化区域や伊豆長岡地域の狩野川沿いに可能性が大きい区域が分布しており、家屋損壊の危険性や道路やライフラインへの影響が発生するおそれがあります。

■ 液状化可能性分布図（南海トラフ巨大地震 東側ケース）



資料：静岡県

■ 液状化可能性分布図（相模トラフ沿いの最大クラスの地震）



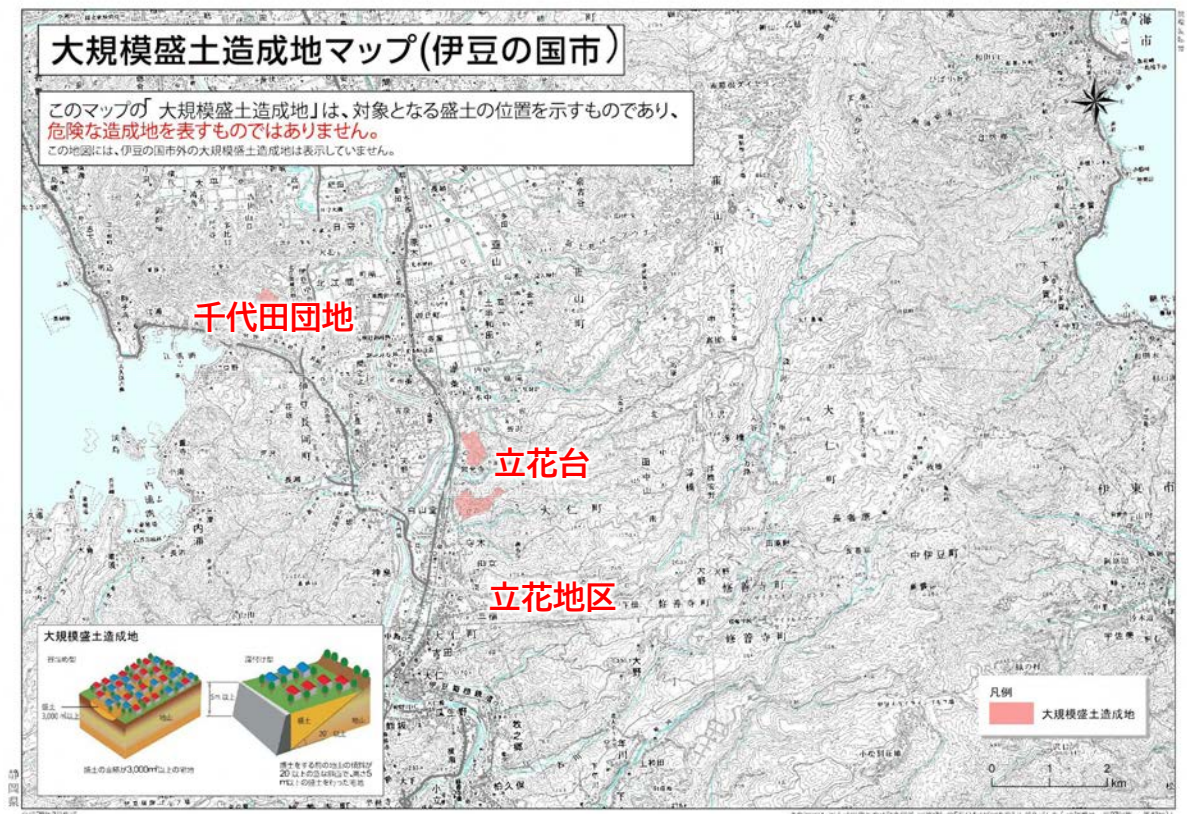
資料：静岡県

4) その他

①大規模盛土造成地

市内には3か所（立花地区、立花台、千代田団地）の大規模盛土造成地があります。

■ 大規模盛土造成地



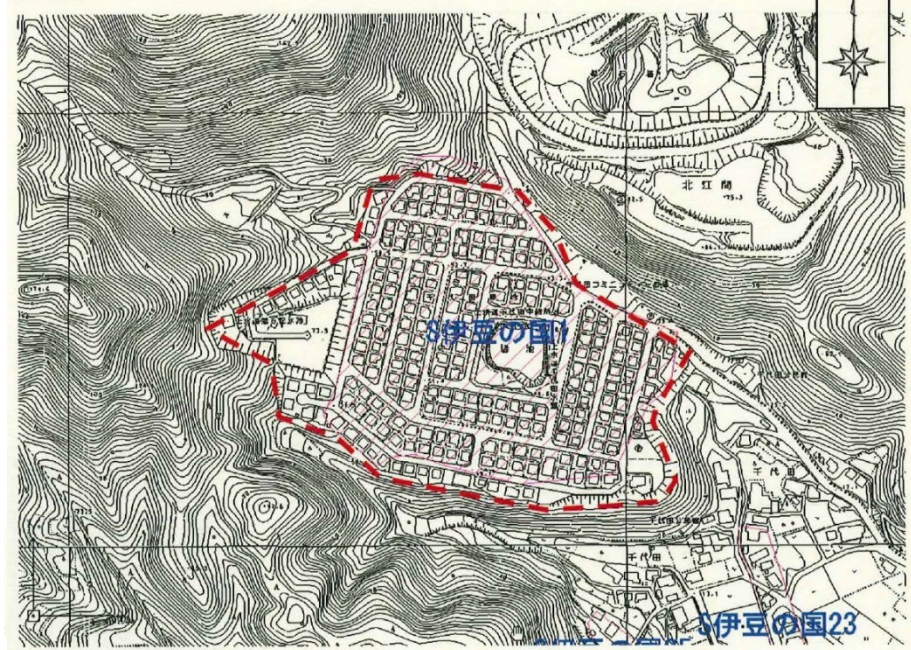
資料：静岡県

■ 大規模盛土造成地【詳細図：千代田団地】

所在地：伊豆の国市北江間

（居住誘導区域外）

【位置図】



■ 大規模盛土造成地【詳細図：立花台】

所在地：伊豆の国市南條（立花台団地）

（居住誘導区域外）

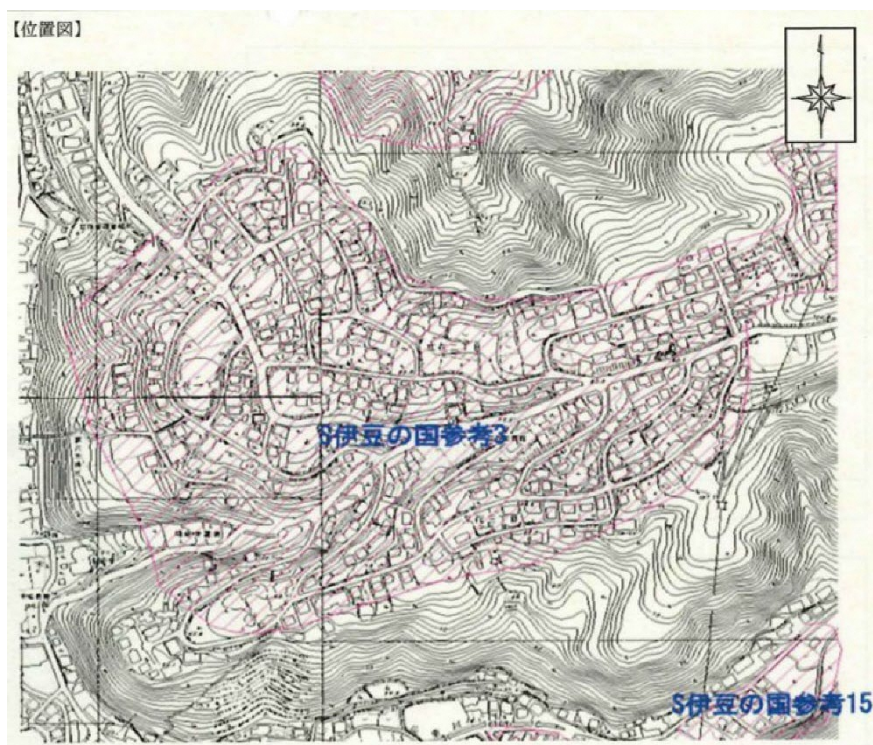
【位置図】



■ 大規模盛土造成地【詳細図：立花地区】

所在地：伊豆の国市立花3丁目（立花分譲地）

（居住誘導区域外）

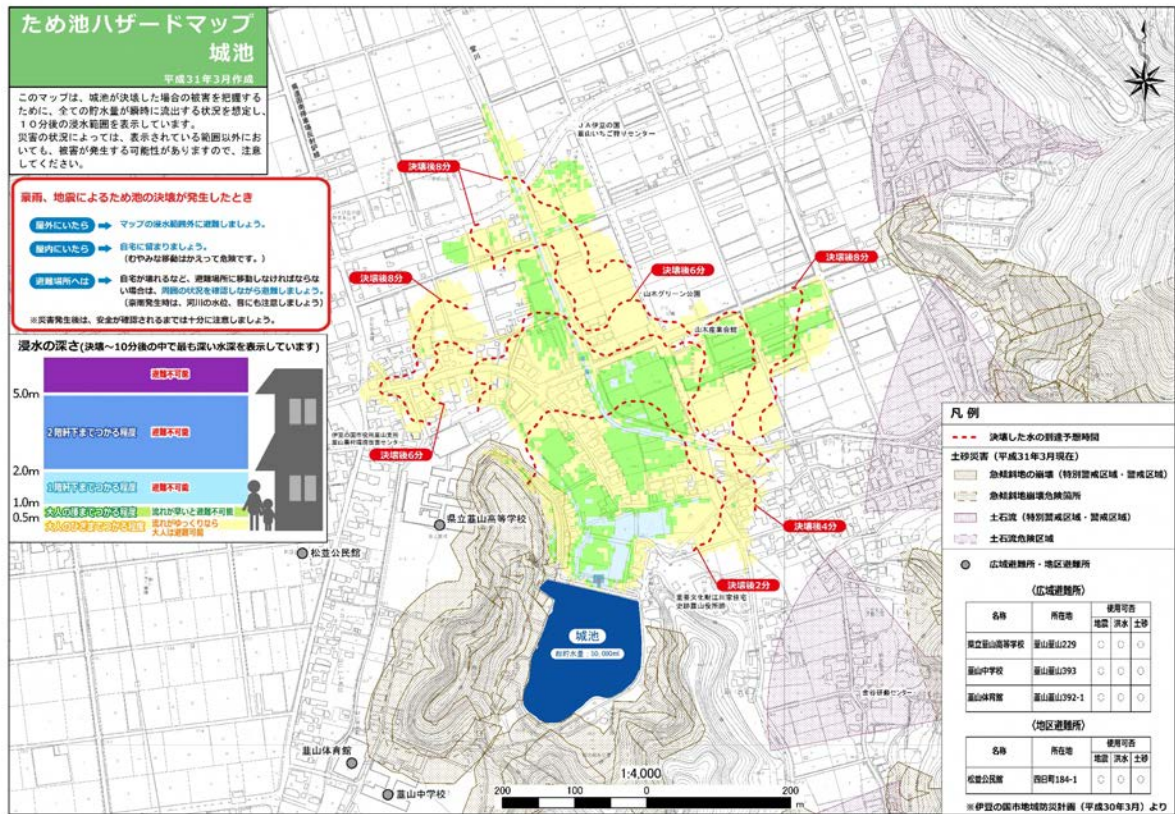


②ため池浸水想定区域

大雨や大規模地震によりため池が決壊した場合の被害想定については、2023年10月時点で6地点（8か所）について実施されています。

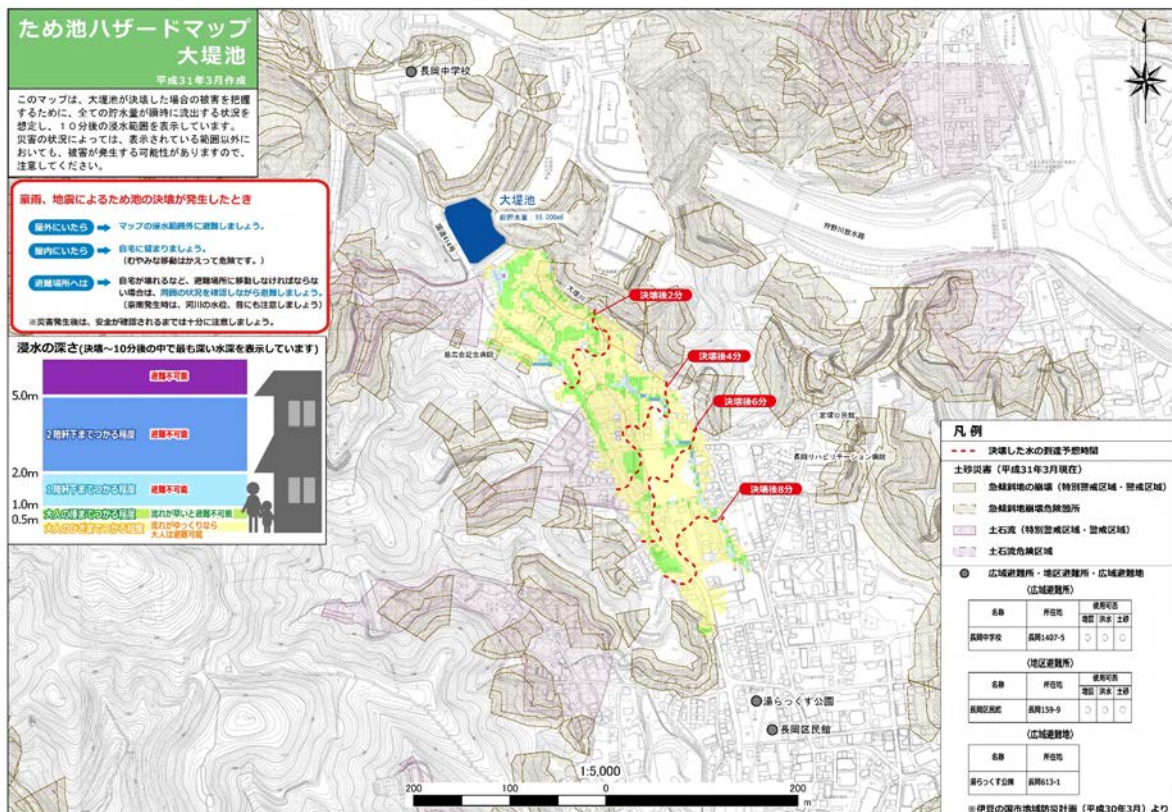
豪雨、地震によるため池の決壊が発生した場合は、避難する時間が極めて限られる場合も想定されるため、想定される浸水の深さによって、避難時に注意すべきことが異なります。

■ ため池浸水想定区域（城池）【居住誘導区域外】



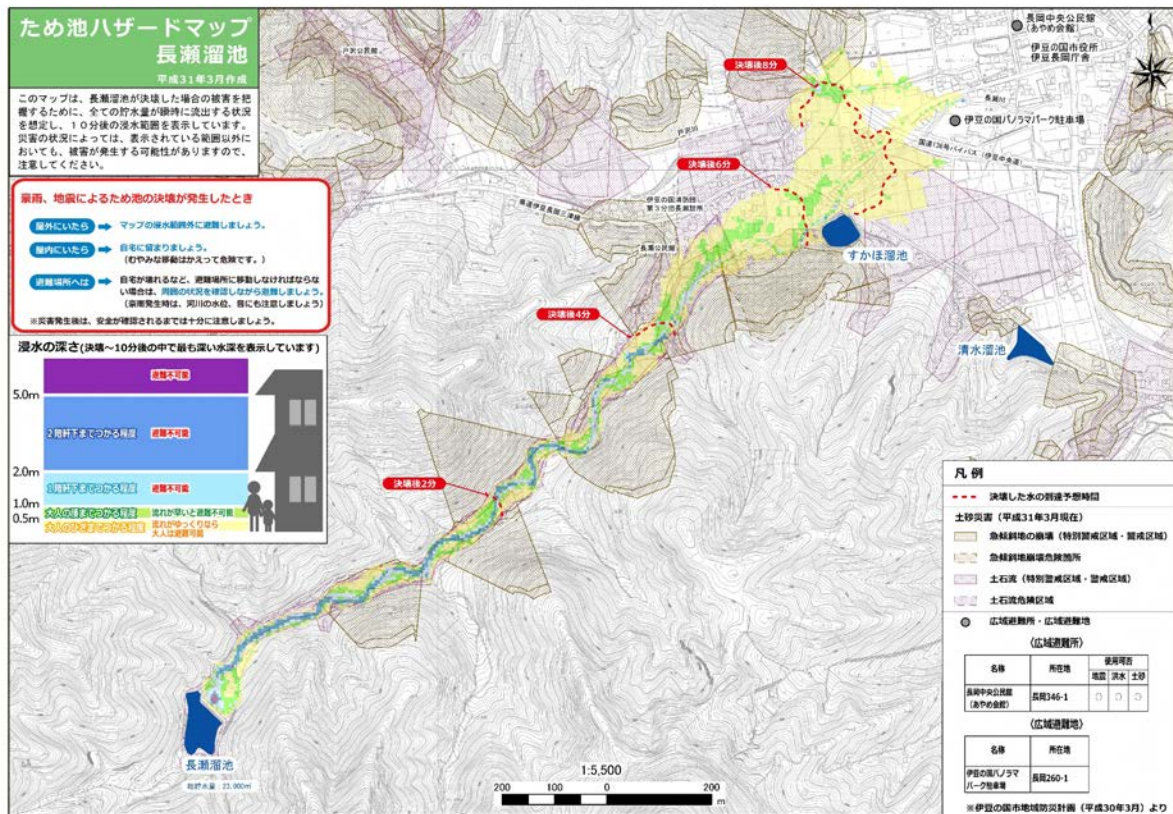
資料：伊豆の国市ため池ハザードマップ【城池】

■ ため池浸水想定区域（大堤池）【一部居住誘導区域内】



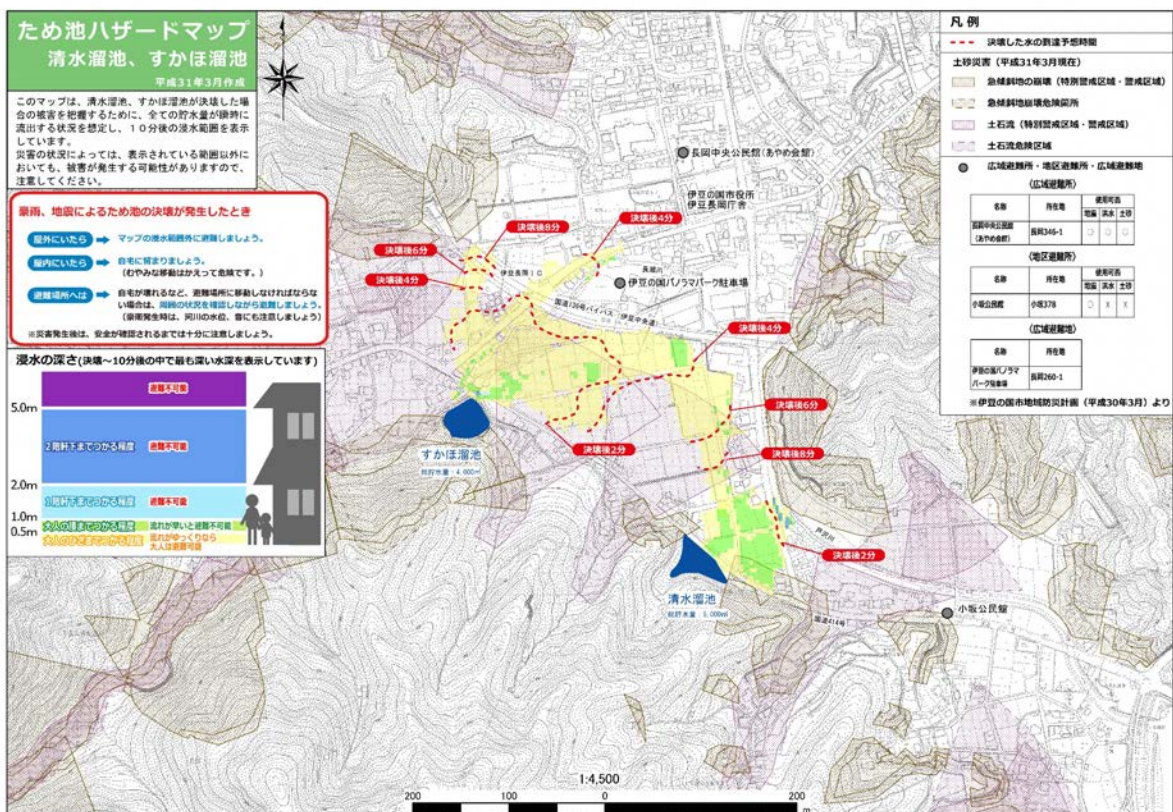
資料：伊豆の国市ため池ハザードマップ【大堤池】

■ ため池浸水想定区域（長瀬溜池）【一部居住誘導区域内】



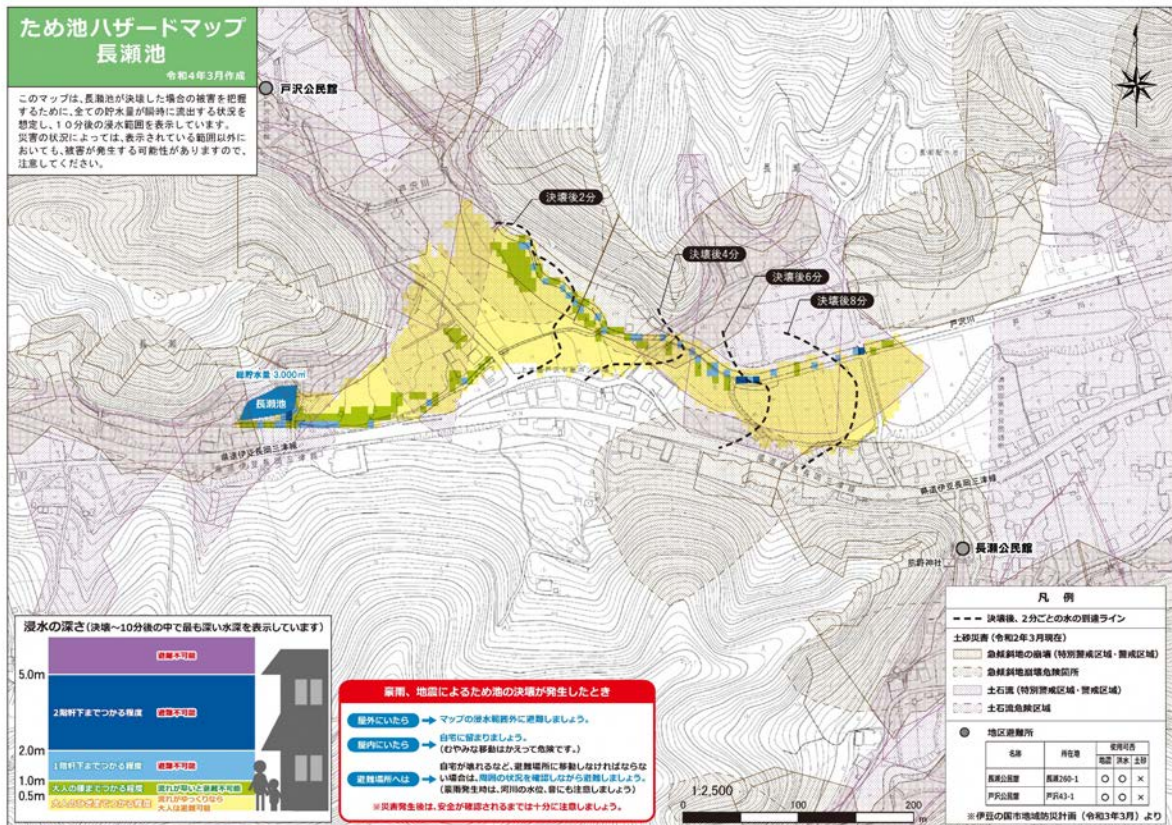
資料：伊豆の国市ため池ハザードマップ【長瀬溜池】

■ ため池浸水想定区域（清水溜池・すかほ溜池）【一部居住誘導区域内】



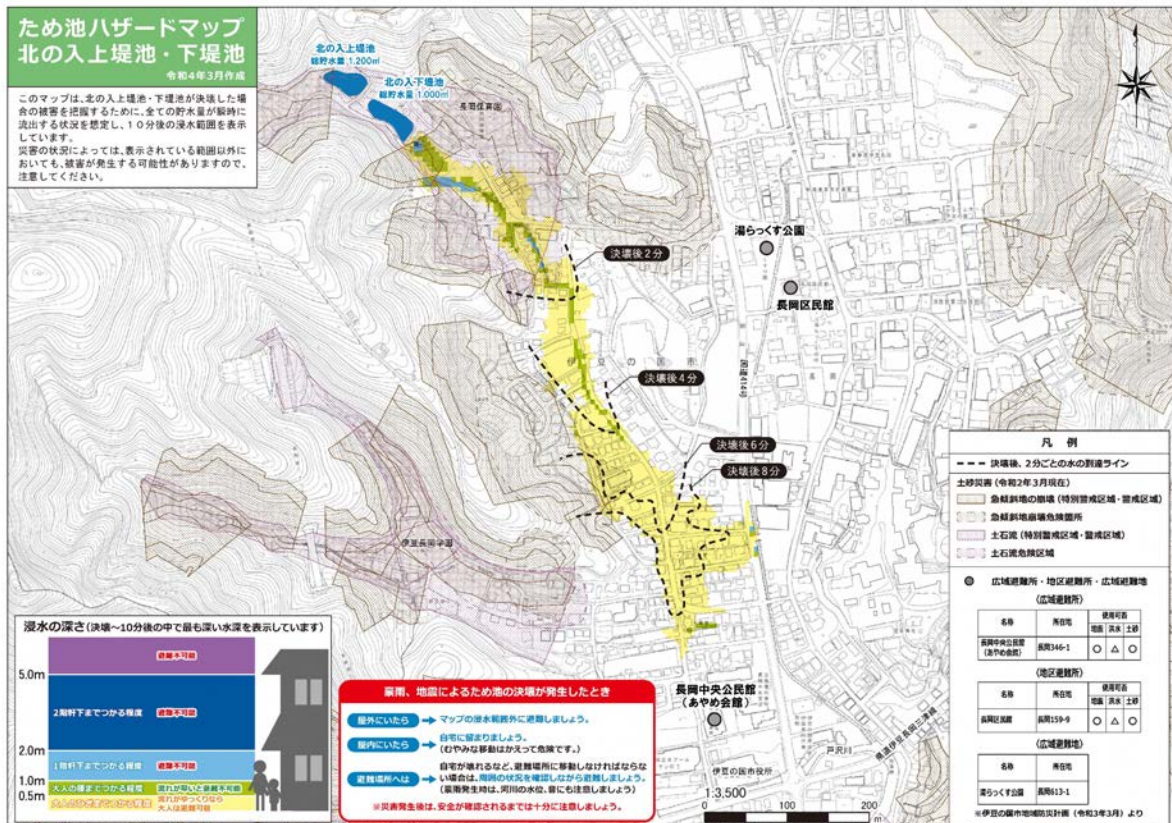
資料：伊豆の国市ため池ハザードマップ【清水溜池・すかほ溜池】

■ ため池浸水想定区域（長瀬池）【居住誘導区域外】



資料：伊豆の国市ため池ハザードマップ【長瀬池】

■ ため池浸水想定区域（北の入上堤池・下堤池）【一部居住誘導区域/都市機能誘導区域内】



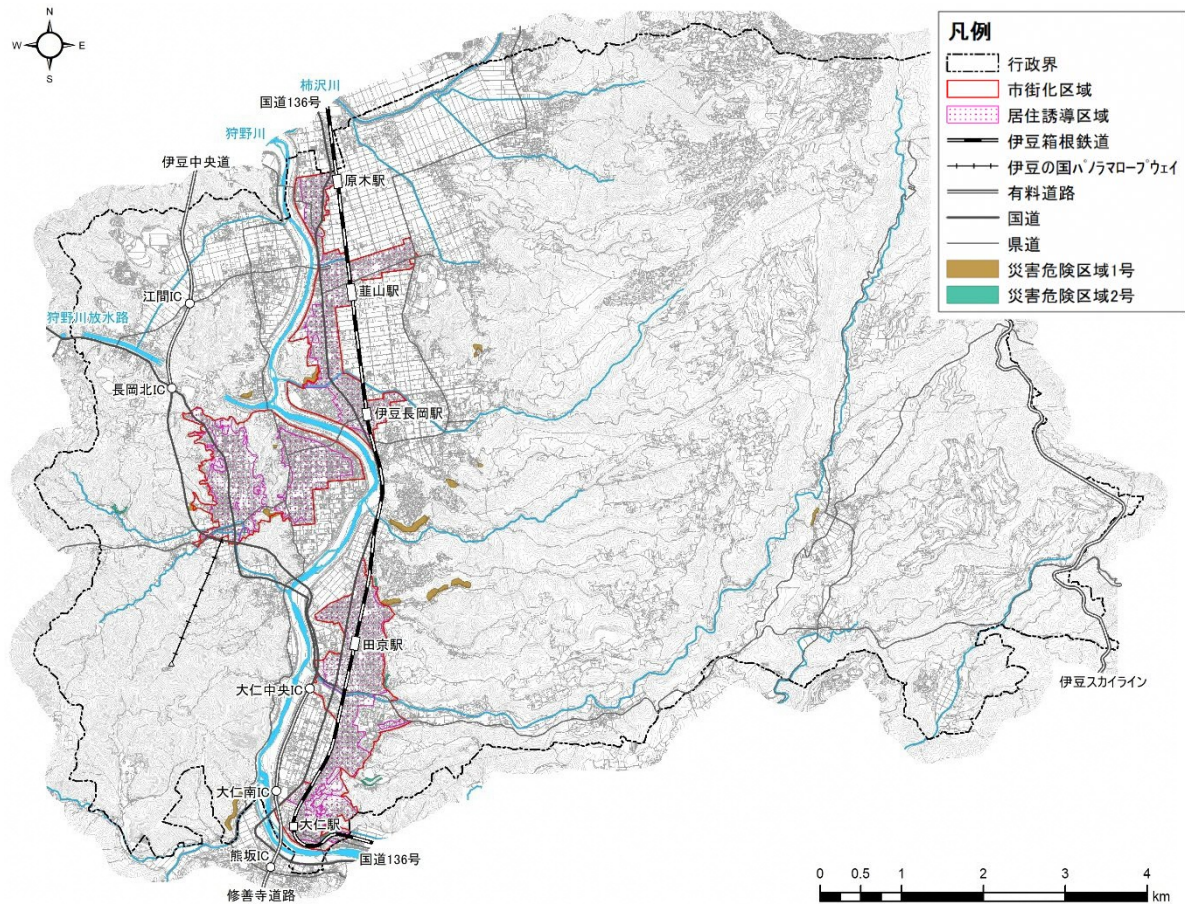
資料：伊豆の国市ため池ハザードマップ【北の入上堤池・下堤池】

③災害危険区域

災害危険区域1号は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、狩野川沿いに広がる市街地の外縁部に点在しています。

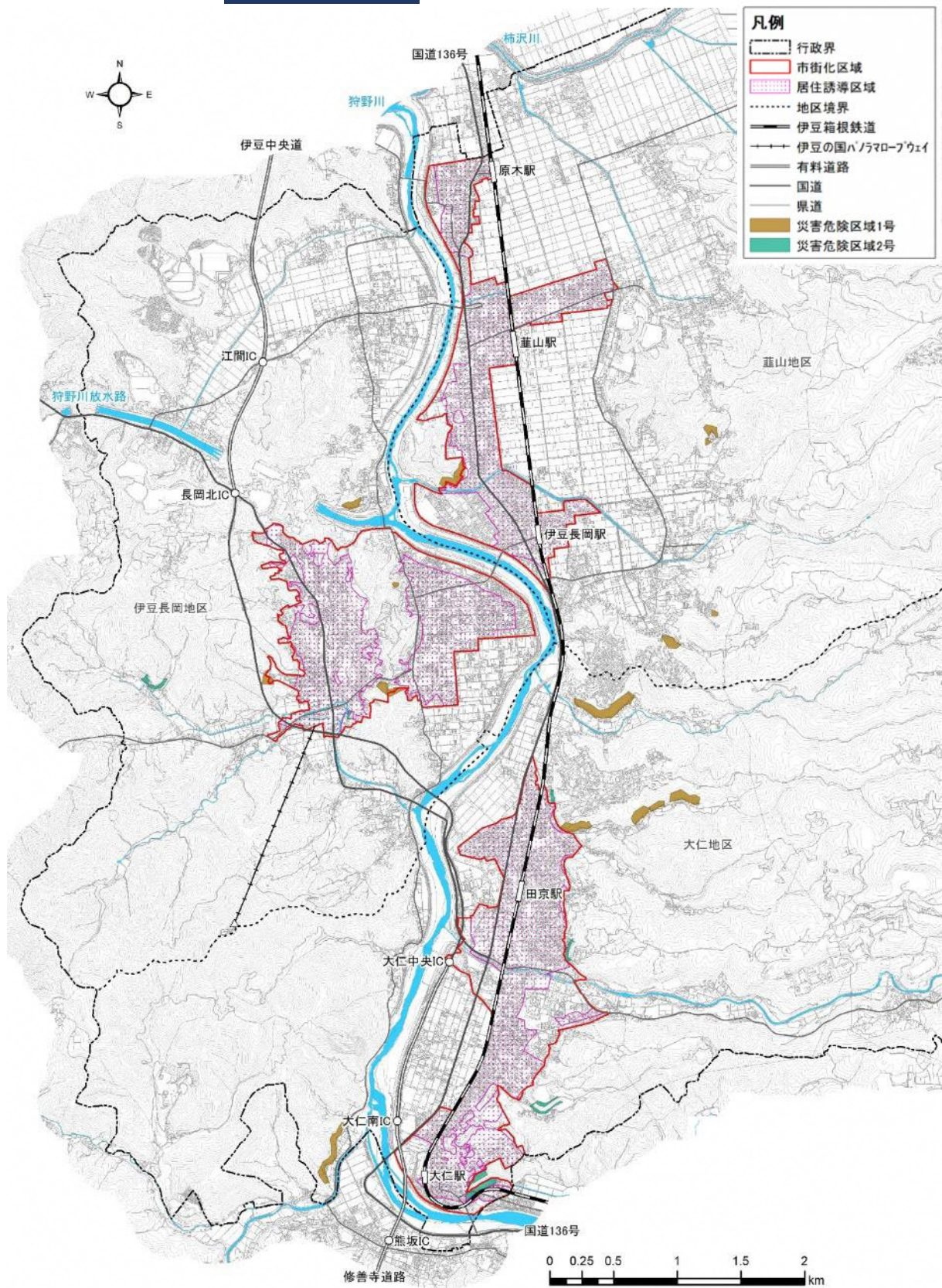
災害危険区域2号は、昭和58年に6か所指定されており、おおむね現在の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に該当しています。

■ 災害危険区域



資料：静岡県

■ 災害危険区域 【市街地部拡大図】



資料：静岡県

3. 災害リスクの把握：地域別分析（ミクロ分析）

（1）分析・評価の考え方

災害ハザード情報と各種都市情報等を重ね合わせ、災害危険度の把握を行います。

分析対象範囲は、災害ハザード情報等の整理結果を踏まえ、各種災害が発生する危険性が高い西部の市街地（主に居住誘導区域）を対象とします。

分析項目は、防災に関する具体的な取組みのあり方を想定し、災害のレベルに応じて次頁に示す項目により分析します。

■ 分析・評価の視点

分析の視点	想定される取組み
I. 甚大な人的被害の発生 発生を防止すべき甚大な被害への取組みを検討する観点から、水害は想定最大規模、土砂災害は土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）で分析します。	・危険区域からの移転、居住抑制 ・居住誘導区域からの除外 ・河川の整備、排水施設の整備・強化、雨水貯留浸透施設の整備 ・土砂災害対策施設の整備 ・住宅の浸水対策等の促進 ・防災意識の向上（ハザードマップや浸水深標識による危険地域や避難方法の周知、早期避難の実施）
II. 避難誘導体制の不備 被害軽減に資する現実的な取組みを検討する観点から、水害は発生頻度の高い計画規模、土砂災害は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）で分析します。	・防災意識の向上（ハザードマップや浸水深標識による危険地域や避難方法の周知、防災訓練の強化、個人備蓄の促進） ・避難誘導体制の強化（避難所の拡充、避難路の整備、避難誘導の強化（特に要配慮者）、備蓄の強化）
III. 災害応急対策への支障 災害発生時の現実的な取組みを検討する観点から、水害は計画規模、土砂災害は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）で分析します。	・防災施設の整備（庁舎等の機能強化、情報伝達手段の強化） ・応急復旧体制の強化（緊急輸送道路の整備、道路啓開体制の強化、孤立地域対策の充実）

■ 災害危険度の分析項目（１／３）

災害ハザード		重ね合わせ項目	分析の視点 (Ⅰ：甚大な人的被害の発生/Ⅱ：避難誘導体制の不備/ Ⅲ：災害応急対策への支障)			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	分析内容
水害 ①	洪水浸水想定区域 (計画規模) +内水浸水実績区域 (令和元年東日本台風(台風第19号))	- 人口(令和2年国勢調査250mメッシュ) - 要配慮者利用施設(医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校等) - 避難所及び避難所誘致圏(500m※)		○		- 早期避難が必要な要配慮者利用施設の把握 - 避難所の不足等が発生する可能性がある地域の把握
		※ 高齢者等の標準的な避難可能距離より500mに設定 (参考：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(P23))				
水害 ②	洪水浸水想定区域 (計画規模： おおむね1/50 ～1/100年)	- 建物(垂直避難困難建物※) - 指定避難所 - 防災関係施設(庁舎、警察・消防、災害拠点病院等)		○	○	- 垂直避難が困難な地域の把握 - 避難所や防災関係施設の機能低下が発生する可能性の把握
		※ 建物階数と浸水深に応じて以下のとおり設定 (参考：立地適正化計画作成の手引き(P151)) <建物階数別の垂直避難困難建物の判定基準> 10～20m：全ての建物は不可能 5～10m：5階建以上は可能、4階以下は不可能 3～5m：3階建以上は可能、2階以下は不可能 0.5～3m：2階建以上は可能、1階以下(平屋)不可能 ～0.5m：全て可能				
水害 ③	洪水浸水想定区域 (想定最大規模： おおむね 1/1,000年)	- 人口(令和2年国勢調査250mメッシュ) - 建物(木造建物)	○	○		- 木造家屋の倒壊等により甚大な人的被害が発生する危険性がある地域の把握(浸水深3m以上の浸水範囲※1) - 避難の遅れ等により甚大な人的被害が発生する危険性がある地域の把握(浸水深0.5m以上の浸水範囲※2)
		※1 木造家屋の倒壊が発生するおそれのある浸水深の目安 (参考：立地適正化計画作成の手引き(P152)) ※2 避難が困難になる可能性のある浸水深の目安 (参考：立地適正化計画作成の手引き(P151))				

■ 災害危険度の分析項目（２／３）

災害ハザード		重ね合わせ項目	分析の視点 (Ⅰ：甚大な人的被害の発生/Ⅱ：避難誘導体制の不備/ Ⅲ：災害応急対策への支障)			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	分析内容
水害 ④	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	・避難所 ・防災関係施設 (庁舎、警察・消防、災害拠点病院等) ・幹線道路 (緊急輸送道路等)		○	○	・長期※浸水により、避難所や防災関係施設が孤立し、機能の低下が発生する可能性の把握 ・長期※浸水により、交通途絶が発生する可能性の把握
		※ 個別備蓄の目安となる 72 時間（3 日間）以上 （参考：立地適正化計画作成の手引き（P152）） ⇒結果：72 時間（3 日）以上の浸水継続期間の区域は存在しない。				
水害 ⑤	家屋倒壊等 氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	・建物（木造建物） ・要配慮者利用施設 (医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校等) ・避難所及び避難所誘致圏（500m※） ・防災関係施設 (庁舎、警察・消防、災害拠点病院等) ・幹線道路 (緊急輸送道路等)	○	○	○	・河岸侵食や氾濫流により、家屋等が倒壊・流出し、甚大な人的被害が発生する危険性のある地域の把握 ・早期避難の判断が必要な要配慮者利用施設の把握 ・河岸侵食や氾濫流により、指定避難所や防災関連施設の機能低下、交通途絶が発生する危険性の把握が発生する危険性の把握
		※ 高齢者等の標準的な避難可能距離より 500mに設定 （参考：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（P23））				

■ 災害危険度の分析項目（3/3）

災害ハザード		重ね合わせ項目	分析の視点 (Ⅰ：甚大な人的被害の発生/Ⅱ：避難誘導体制の不備/ Ⅲ：災害応急対策への支障)			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	分析内容
土砂災害①	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域	・人口（令和2年国勢調査 250m メッシュ） ・要配慮者利用施設（医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校等）	○	○		・土砂災害により甚大な人的被害が発生する危険性のある地域の把握
土砂災害②	土砂災害警戒区域	・要配慮者利用施設（医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校等） ・避難所 ・防災関係施設（庁舎、警察・消防、災害拠点病院等） ・幹線道路（緊急輸送道路等）		○	○	・早期避難が必要な要配慮者利用施設の把握 ・土砂災害により、避難所や防災関係施設が被災し、機能の低下が発生する可能性の把握 ・土砂災害により、交通途絶が発生する可能性の把握
地震災害①	液状化可能性	・建物（木造建物） ・要配慮者利用施設（医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校等） ・避難所 ・防災関係施設（庁舎、警察・消防、災害拠点病院等） ・幹線道路（緊急輸送道路等）			○	・液状化により、建物被害が発生する危険性のある地域の把握 ・液状化が発生した際に、早期の救助活動等が必要となる要配慮者利用施設の把握 ・液状化により、避難所や防災関係施設が被災し、機能の低下が発生する可能性の把握 ・液状化により、交通途絶が発生する可能性の把握

※なお、砂防指定地、震度分布、大規模盛土造成地、ため池浸水想定区域、災害危険区域については、それぞれの性質を踏まえ、分析の対象としない。

＜砂防指定地＞土砂の流出による被害を防止するため、砂防えん堤等の砂防設備が必要と判断される土地や区域内で行われる一定の行為の禁止や制限する必要がある土地であるため。

＜震度分布＞ほぼ全域が震度5強～6弱であり全市的にリスクがあるため。

＜大規模盛土造成地＞盛土の危険度を示したものではないため。

＜ため池浸水想定区域＞個別のため池が、どのような状態で決壊するかわからないため。

＜災害危険区域＞1号は急傾斜地崩壊危険区域と同じであり、2号は土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に含まれるため。

（参考）要配慮者利用施設について

＜医療施設＞病院（20床以上）、診療所（歯科を除く）、＜福祉施設＞高齢者福祉施設（介護事業所、地域包括支援センター）、障害者福祉施設、＜保育園・幼稚園等＞こども園、放課後児童教室、子育て支援センターを含む、＜学校＞小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

（２）災害リスクの分析・評価

１）水害

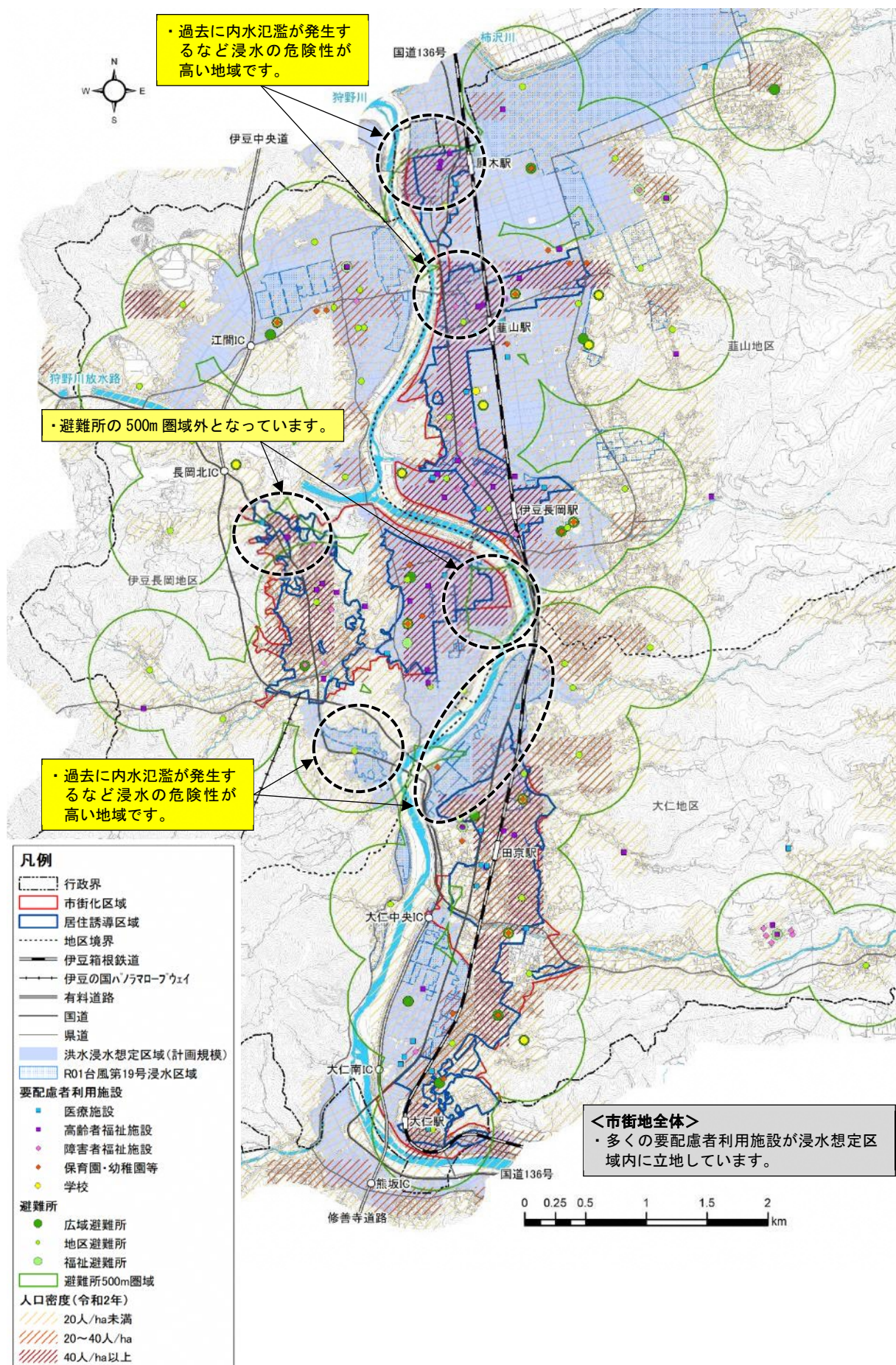
①洪水浸水想定区域（計画規模）・内水浸水実績区域×人口・要配慮者利用施設・避難所

分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生		・早期避難が必要な要配慮者利用施設の把握 ・避難所の不足等が発生する可能性がある地域の把握
II：避難誘導体制の不備	○	
III：災害応急対策への支障		

市街地の広範囲が計画規模の洪水浸水想定区域となっており、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域内に立地しています。また、人口が密集している韮山地域の居住誘導区域のほぼ全域、伊豆長岡地域の狩野川沿いの居住誘導区域が浸水想定区域に含まれています。特に、韮山地域の原木駅や韮山駅の西側、各地域の居住誘導区域外で過去に内水氾濫の被害を受けるなど、浸水被害が発生する危険性が高く、早期避難が必要な地域となっています。

避難所は、市街地のほぼ全域が避難所の500m圏域に含まれるように配置されていますが、伊豆長岡地域の狩野川沿いや長岡北ICの南側等、人口が多いにもかかわらず避難所の500m圏域外となっている地域がみられます。

■ 洪水浸水想定区域（計画規模）・内水浸水実績区域×人口・要配慮者利用施設・避難所



②洪水浸水想定区域（計画規模）×避難所・防災関係施設

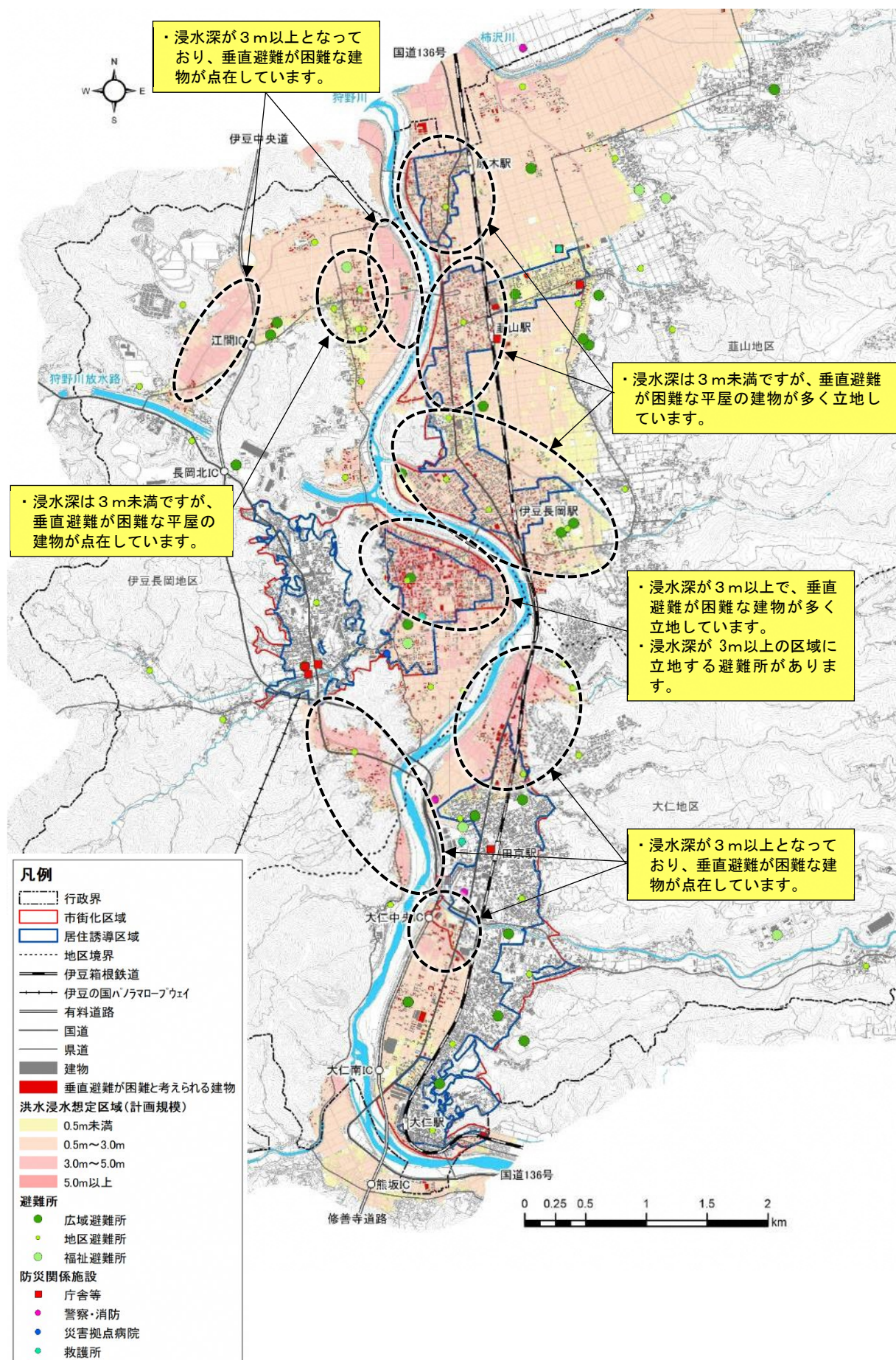
分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生		・垂直避難が困難な地域の把握 ・避難所や防災関係施設の機能低下が発生する可能性の把握
II：避難誘導體制の不備	○	
III：災害応急対策への支障	○	

伊豆長岡地域の狩野川沿いの居住誘導区域は浸水深が3m以上になると想定されています。垂直避難が困難な建物が多く、避難所も浸水深3m以上の区域に立地するなど、避難誘導體制の強化が必要です。大仁地域の居住誘導区域の一部や各地域の居住誘導区域外にも浸水深が3m以上となる区域があり、垂直避難が困難な建物が点在しています。

また、市街地の大部分で0.5m以上の浸水が発生することから、自宅等での避難が困難となる平屋の建物も多くみられます。特に、韮山地域の居住誘導区域には自宅等での垂直避難が困難となる平屋の建物が多く、早期避難が必要な地域となっています。

防災関係施設については、ほとんどが浸水深3m未満の区域に立地しています。

■ 洪水浸水想定区域（計画規模）×避難所・防災関連施設



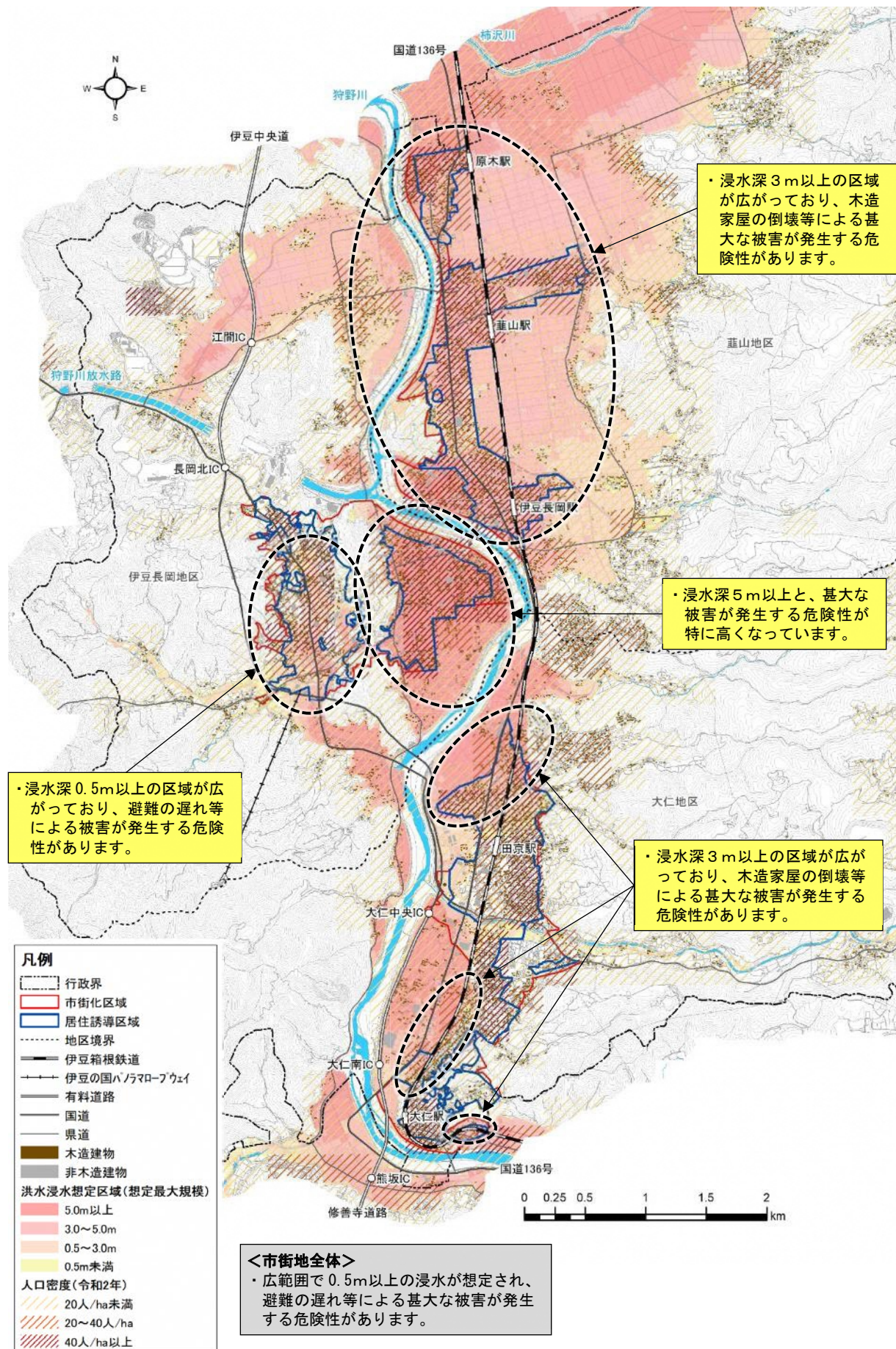
③洪水浸水想定区域（想定最大規模）×人口

分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生	○	・木造家屋の倒壊等により甚大な人的被害が発生する危険性がある地域の把握（浸水深 3m以上の浸水範囲） ・避難の遅れ等により甚大な人的被害が発生する危険性がある地域の把握（浸水深 0.5m以上の浸水範囲）
II：避難誘導體制の不備	○	
III：災害応急対策への支障		

市街地の広範囲が 0.5m以上の浸水が想定され、避難の遅れ等による人的被害が発生する危険性が高くなっています。

人口が密集している韮山地域や伊豆長岡地域の狩野川沿いの居住誘導区域には浸水深 3 m以上の区域が広がっており、木造家屋の倒壊等による甚大な被害が発生する危険性があります。特に、伊豆長岡地域の狩野川沿いは、想定される浸水深が 5 m以上と特に危険性が高い地域となっています。また、伊豆長岡地域の国道 414 号沿線の居住誘導区域は 0.5m以上の浸水が想定され、避難の遅れ等による被害が大きくなる危険性があります。大仁地域では、田京駅の北側や大仁駅の東側、伊豆箱根鉄道の西側の住宅地等で浸水深が 3 m以上となっており、木造家屋の倒壊等による甚大な被害が発生する危険性があります。

■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×人口



④洪水浸水継続時間（想定最大規模）×避難所・防災関連施設・幹線道路

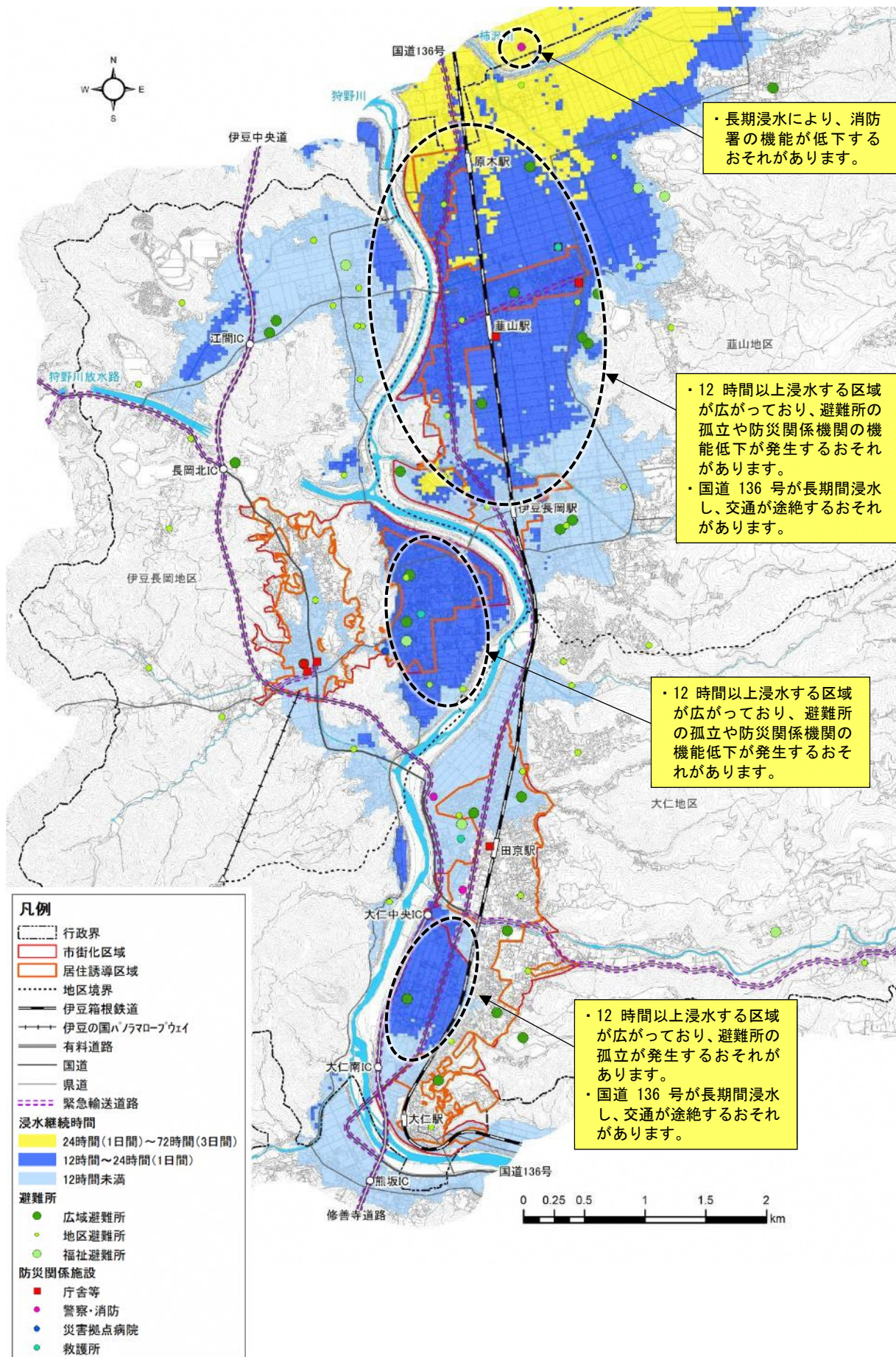
分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生		・長期浸水により、避難所や防災関係施設が孤立し、機能の低下が発生する可能性の把握 ・長期浸水により、交通途絶が発生する可能性の把握
II：避難誘導体制の不備	○	
III：災害応急対策への支障	○	

市内には浸水継続時間が個人備蓄の目安である 72 時間（3 日間）以上となる区域はみられませんが、韮山地域や伊豆長岡地域の狩野川沿いの居住誘導区域では、12 時間～24 時間（1 日間）の浸水が想定されています。避難所や防災関係施設が多く立地しており、避難所の孤立や防災関係施設の機能低下が発生するおそれがあります。大仁地域でも 12 時間～24 時間（1 日間）の区域に立地する避難所がみられます。

本市の市街地を南北に縦断する国道 136 号は浸水継続時間が 12 時間～24 時間（1 日間）の区域を通過する箇所が多く、長期浸水により交通が途絶するおそれがあります。また、韮山駅の北側で国道 136 号から韮山支所を結ぶ緊急輸送道路についても、長期浸水による交通途絶のおそれがあります。

本市の北側（函南町）に位置する田方北消防署は、浸水継続時間が 24 時間（1 日間）～72 時間（3 日間）の区域に立地しており、長期浸水による機能低下が発生するおそれがあります。

■ 洪水浸水継続時間（想定最大規模）×避難所・防災関係施設・幹線道路



⑤家屋倒壊等氾濫想定区域×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設

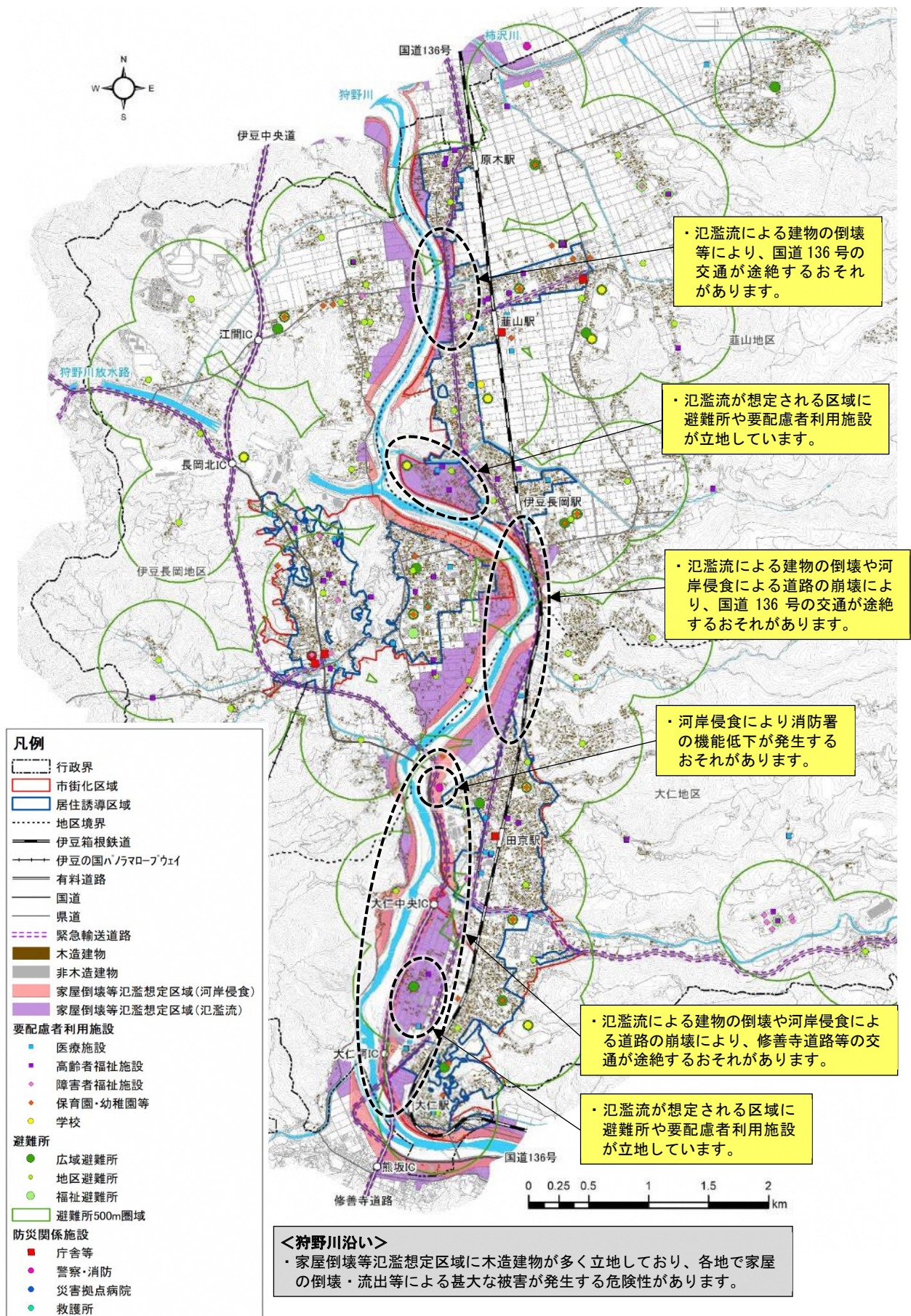
分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生	○	・河岸侵食や氾濫流により、家屋等が倒壊・流出し、甚大な人的被害が発生する危険性のある地域の把握
II：避難誘導體制の不備	○	・早期避難の判断が必要な要配慮者利用施設の把握
III：災害応急対策への支障	○	・河岸侵食や氾濫流により、指定避難所や防災関連施設の機能低下、交通途絶が発生する危険性の把握が発生する危険性の把握

狩野川や柿沢川沿いの広範囲で氾濫流や河岸侵食が発生する想定され、各地で木造建物の倒壊・流出等による甚大な被害が発生する危険性があります。

伊豆長岡駅の北西側や大仁地域の国道 136 号より西側の市街地・集落地では、氾濫流が想定される区域に避難所が立地しており、避難所が使用できなくなるおそれがあります。要配慮者利用施設も多く立地しており、早期避難が必要な地域となっています。

また、韮山駅の西側や伊豆長岡駅と田京駅の間、大仁地域等で氾濫流等による沿道家屋の倒壊や河岸侵食による道路の崩壊により、修善寺道路や国道 136 号等の緊急輸送道路の交通が途絶するおそれがあります。

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設



2) 土砂災害

①土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×人口・要配慮者利用施設

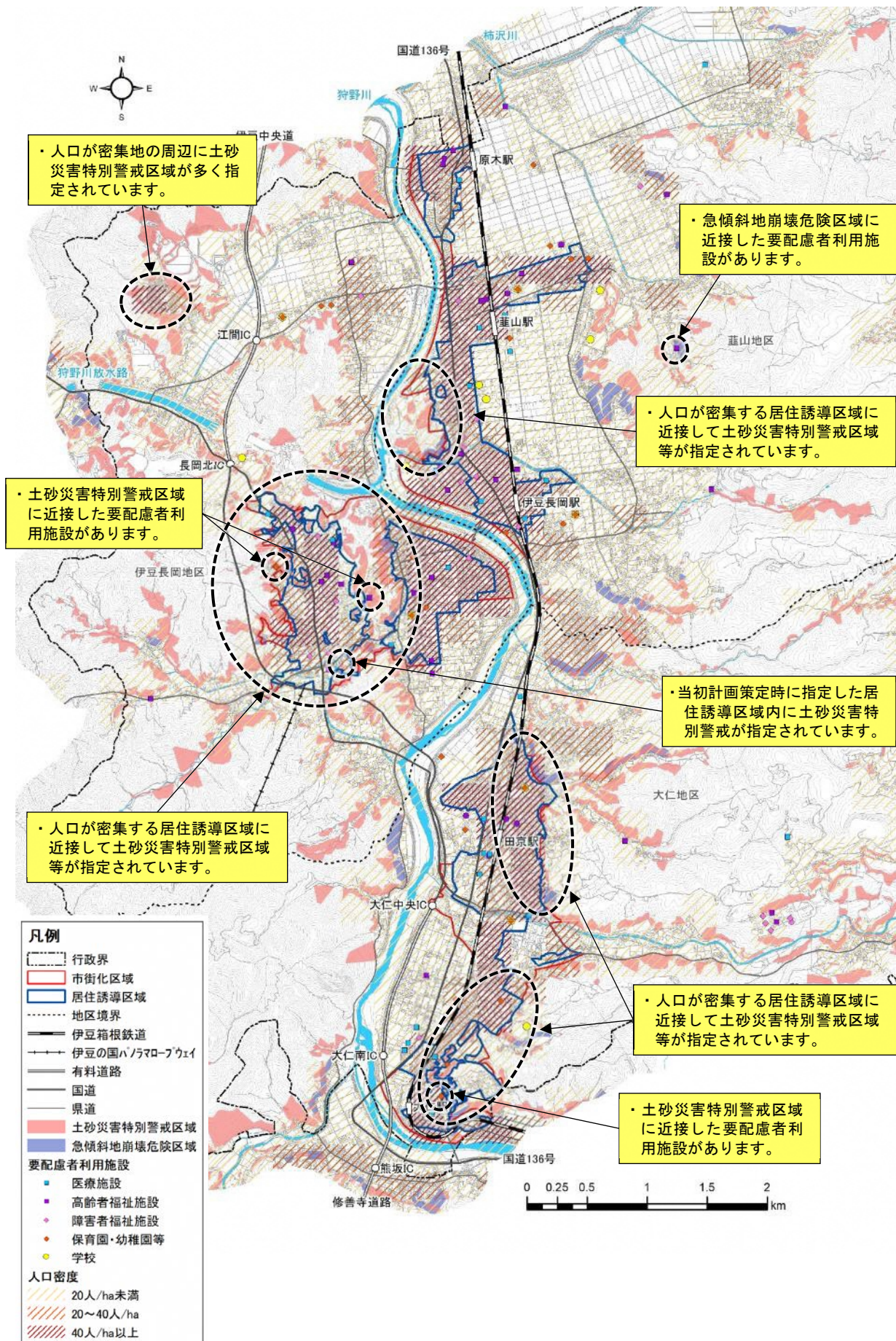
分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生	○	・土砂災害により甚大な人的被害が発生する危険性のある地域の把握
II：避難誘導体制の不備	○	
III：災害応急対策への支障		

韮山地域や大仁地域では、人口が密集する居住誘導区域内の土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域はみられませんが、居住誘導区域に近接した土砂災害特別警戒区域等があることから、居住誘導区域まで土砂災害の被害がおよぶ危険性があります。

伊豆長岡地域では、居住誘導区域の周囲に土砂災害特別警戒区域等が多く指定されており、土砂災害による甚大な被害が発生する危険性が高く、当初計画策定時に指定した居住誘導区域内にも土砂災害特別警戒区域がみられます。また、江間 IC の西側の人口密集地（千代田団地）も周囲が土砂災害特別警戒区域に囲まれており、土砂災害の危険性が高い地域となっています。

そのほか、土砂災害特別警戒区域等に近接した要配慮者利用施設が各地にみられます。

■ 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×人口・要配慮者利用施設



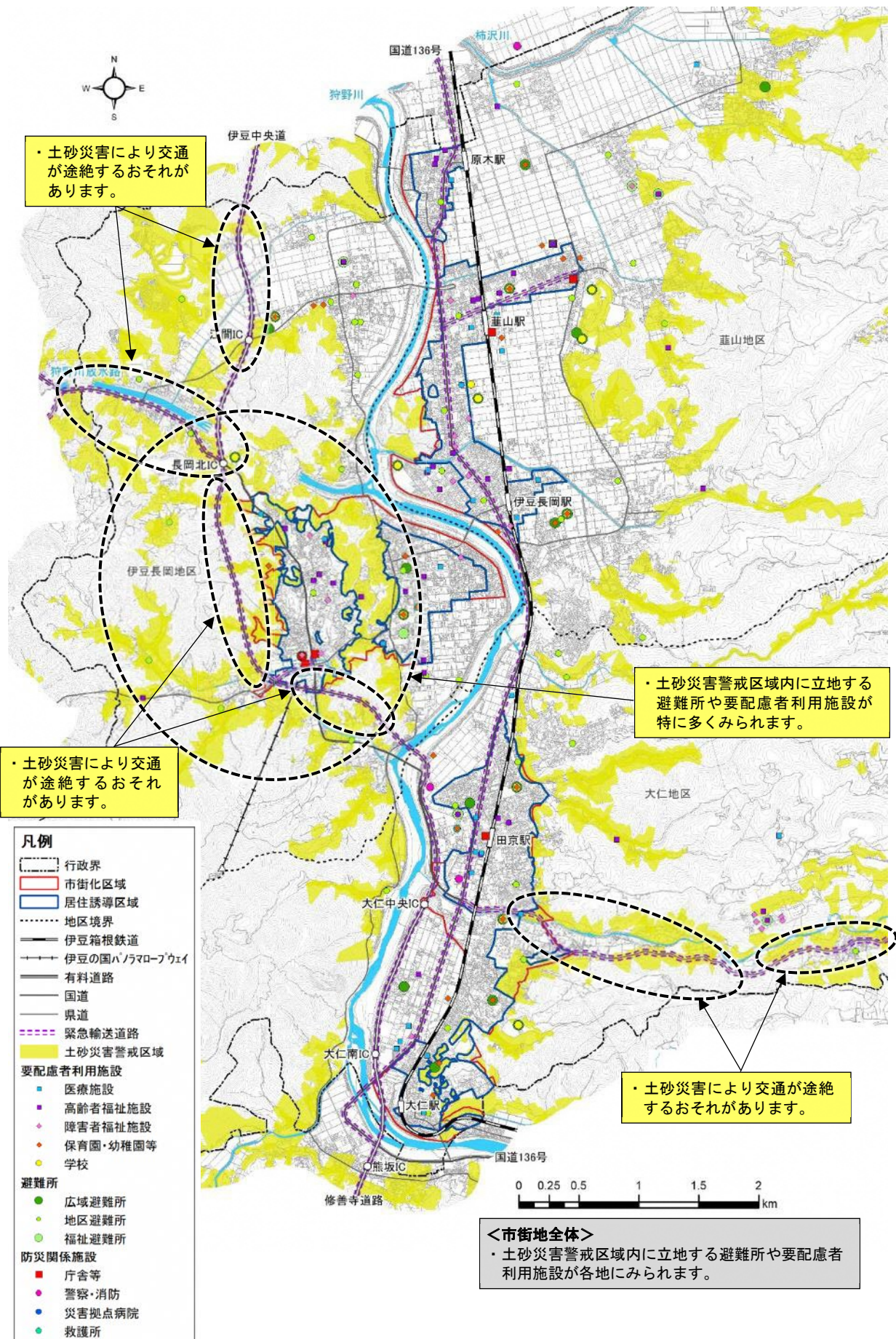
②土砂災害警戒区域×要配慮者利用施設・避難所・防災関係施設・幹線道路

分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生		・早期避難が必要な要配慮者利用施設の把握 ・土砂災害により、避難所や防災関係施設が被災し、機能の低下が発生する可能性の把握 ・土砂災害により、交通途絶が発生する可能性の把握
II：避難誘導體制の不備	○	
III：災害応急対策への支障	○	

土砂災害警戒区域内に立地する避難所や要配慮者利用施設が各地にみられます。特に、伊豆長岡地域の居住誘導区域の周辺に多くみられます。

伊豆長岡地域の伊豆中央道や国道 134 号等の緊急輸送道路は、土砂災害警戒区域を通る区間が多く、土砂災害により交通が途絶するおそれがあります。また、大仁地域の市街地から本市東部に向かう緊急輸送道路（伊東大仁線）も土砂災害により交通が途絶するおそれがあります。

■ 土砂災害警戒区域×要配慮者利用施設・避難所・防災関係施設・幹線道路



3) 地震

①液状化可能性×要配慮者利用施設・避難所・防災関係施設・幹線道路

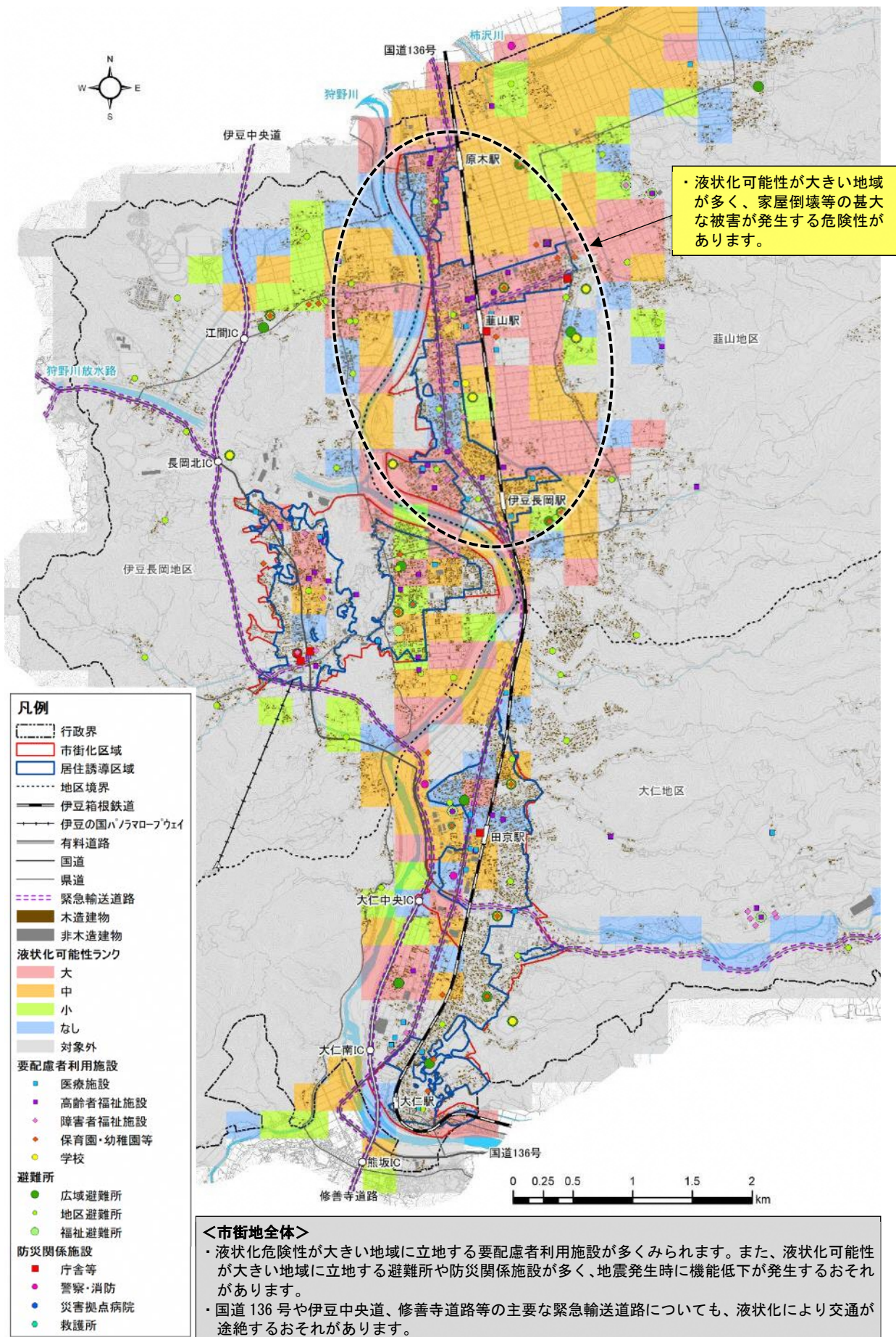
分析の視点・内容		
I：甚大な人的被害の発生		・液状化により、建物被害が発生する危険性のある地域の把握 ・液状化が発生した際に、早期の救助活動等が必要となる要配慮者利用施設の把握 ・液状化により、避難所や防災関係施設が被災し、機能の低下が発生する可能性の把握 ・液状化により、交通途絶が発生する可能性の把握
II：避難誘導體制の不備		
III：災害応急対策への支障	○	

狩野川沿いの広範囲で液状化が発生する可能性があります。特に、葦山地域の居住誘導区域周辺は液状化可能性が大きい地域が多く、家屋倒壊等の甚大な被害が発生する危険性があります。

また、液状化により多くの要配慮者利用施設が被害を受ける危険性があるほか、避難所や防災関係施設の機能低下も発生するおそれがあります。

国道 136 号や伊豆中央道、修善寺道路等の主要な緊急輸送道路についても、液状化可能性が大きい地域を通過している区間があり、液状化により交通が途絶するおそれがあります。

■ 液状化可能性×要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設・幹線道路



4. 防災に関する取組みと課題の整理【詳細版】

（1）災害別の防災・減災に関する取組み

本編 P108 の災害別の防災・減災に関する取組みと課題の整理表は、資料編から抜粋して記載しています。災害別に防災・減災に関して、市全体での取組みを以下のとおり整理します。

1) 水害

- 本市は、狩野川の中流域に位置し、これまでに昭和 33 年の狩野川台風をはじめ、平成 10、14、16、19 年の台風等の襲来により、浸水被害が多発していることから、「狩野川中流域豪雨災害対策アクションプラン」等により、浸水被害軽減に向け、国・県・市町の連携による流域一体となったハード・ソフト対策に取り組み、被害が軽減され、地域の治水安全度の向上が図られてきています。
- 近年の激甚化、頻発化する豪雨災害に対し、流域のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」の考え方に基づき、「狩野川水系流域治水プロジェクト 2.0」による「狩野川中流域水災害対策プラン」を推進します。
- 「狩野川中流域水災害対策プラン」では、今後おおむね 20 年で令和元年東日本台風（台風第 19 号）と同規模の洪水に対して、床上浸水をおおむね 5 割軽減を目指し、「伊豆の国市水災害対策プラン」に基づく被害対象を減少させるための対策として、【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】、【被害の軽減・早期復旧・復興のための対策】のほか、【被害対象を減少させるための対策】として、立地適正化計画に定める防災指針による対策（近隣市町との連携を含む。）を実施します。

2) 土砂災害

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が 459 か所（令和 4 年度末現在）指定されており、その他地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域、砂防指定地等があります。本市は、地形的条件から山地近接住宅が極めて多く、これらの急傾斜地のうち崩壊等の危険がある崖地については、梅雨期、台風期には定期的に防災パトロールを実施し、危険が予想される箇所については、防災上必要な措置を講じ、災害の未然防止に努めています。
- 市内の土石流危険渓流では、特に下流に人家が密集する沢等で、流路工の整備やえん堤の整備を優先的に進めています。
- 土地利用が規制される土砂災害特別警戒区域、砂防三法の指定区域（地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域、砂防指定地）は、既に居住誘導区域から除外する考えとしていますが、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成を指示するとともに、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的な確認を実施しています。

3) その他

- 地震による建築物等の倒壊や火災等による災害の発生を予防、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等の予防対策等、第 4 次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するために新たな行動目標として策定した「伊豆の国市国土強靱化地域計画」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化しています。

（２）災害別の防災・減災に関する課題

防災・減災に関する市全体の取組みと災害リスクの高い地域の抽出結果を踏まえ、防災・減災に向けた課題を以下のとおり整理します。

１）水害

- 狩野川は狩野川台風以降の河川整備の進捗により、近年堤防の決壊には至っていませんが、中小河川（堂川、洞川、江間川、宗光寺川、戸沢川等の静岡県管理河川）や水路は、狩野川や柿沢川等の水位上昇より、低地の雨水排水が困難となり、内水による浸水被害の発生が予想され、暴風雨、集中豪雨等の場合には、十分な注意・警戒が必要です。
- 気候変動に起因する局地的な集中豪雨等により、災害の発生頻度が高まっており、近年においても令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、市街地の広範囲にわたって、建物や車両等の浸水による被害が発生しており、浸水対策の更なる推進が必要です。
- 当初計画策定以後に発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）の浸水履歴を踏まえ、居住誘導区域の見直しや防災・減災への取組みの検討が必要です。

２）土砂災害

- 気候変動に起因する局地的な集中豪雨等により、土砂災害の発生頻度が高まっており、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などで、災害が発生した場合には生命や財産（建築物等）、インフラ（道路等）に係る被害が大きいことから、居住の移転促進も含めた土地利用規制等による対策が必要です。
- 当初計画策定以後に指定された土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域等については、居住誘導区域・都市機能誘導区域からの除外が必要です。

３）その他

- 地震により液状化の危険度が高い地域では、大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性について周知するため、「伊豆の国市防災マップ」で液状化被害の危険性を示した液状化可能性分布図を作成・公表しています。更なる周知に向けて、ソフト対策等の取組みが必要です。
- 地震は建物の倒壊や火災等の二次的要因により死傷する災害であり、予防措置により人的被害を大幅に減少させることが可能となるため、耐震化や不燃化、家具の固定等、人命を守るための自助・共助の取組みを今後も推進することが必要です。
- 被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討する復興事前準備の取組みが必要です。

5. 具体的な取組施策と実施プログラム【詳細版】

本編 P113 の取組施策と実施プログラムは、資料編から抜粋して記載しています。本編に記載する災害リスクに対する対応方針に基づき、災害リスクの回避、低減に必要なハード、ソフトの具体的な取組みについて記載します。また、本市による取組みだけでなく、国、県、市民等、他の主体による取組みも併せて明示します。

取組みの実施に当たっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）に区分し、実施プログラムとして定めます。

なお、事業等は着手済であるものの未完・未達であり、今後も継続して実施する事業と、これまでの取組みによって事業が完了・計画目標を達成しており、今後もその状態を維持又は向上すべき事業に分類して示します。継続して実施する事業が完了・計画目標を達成した場合には、その状態を維持又は向上する事業へと移行し、リスク低減に取り組みます。

◆具体的な取組施策と実施プログラム（1/5）

（  : 実施

 : 継続）

対応方針	災害	取組施策 (■：ハード対策、●：ソフト対策) 伊豆の国国土強靱化地域計画、伊豆の国市地震対策 AP2023 狩野川流域治水プロジェクト 2.0、伊豆の国市地域防災計画 を引用	主体	主要 担当課	実施時期 (目安)		
					短期	中期	長期
① 回避 する	共通	●災害リスクを考慮した立地適正化計画の推進(①-1) ・自然災害の発生リスクを考慮して適切な立地を誘導し、地域全体の安全と安心を確保	市	危機管理課・都市計画課			
		■住宅・建築物の耐震化(②-1) ・主に木造住宅等の「TOUKAI-0」総合支援事業の耐震化を促進 ・旅館・ホテル等の大規模な建築物の耐震化	市 市民	危機管理課・都市計画課			
	水害	■河川及び洪水調節施設等の整備(②-2) ・継続的な河川整備や調整池整備の実施、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、排水機場、雨水貯留施設の整備の促進	国 県 市	危機管理課・都市計画課・建設課・下水道課・農林課			
		■下水道による内水対策の強化(②-3) ・都市機能に影響を来す大規模な浸水被害の発生に備え、防災を目的とした雨水幹線、雨水ポンプ場の施設整備	市	下水道課			
		■農業水利施設等の整備・補強(②-4) ・農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業利施設等の整備・補強を推進	市	農林課			
	土砂災害	■山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備(②-5) ・山地災害防止施設による保安林機能の向上、間伐等の森林施業の実施と荒廃森林の再生を促進	県 市	農林課			
② 防 ぐ	共通	■住宅・建築物の耐震化(②-1) ・主に木造住宅等の「TOUKAI-0」総合支援事業の耐震化を促進 ・旅館・ホテル等の大規模な建築物の耐震化	市 市民	危機管理課・都市計画課			
		■河川及び洪水調節施設等の整備(②-2) ・継続的な河川整備や調整池整備の実施、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、排水機場、雨水貯留施設の整備の促進	国 県 市	危機管理課・都市計画課・建設課・下水道課・農林課			
		■下水道による内水対策の強化(②-3) ・都市機能に影響を来す大規模な浸水被害の発生に備え、防災を目的とした雨水幹線、雨水ポンプ場の施設整備	市	下水道課			
	水害	■農業水利施設等の整備・補強(②-4) ・農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業利施設等の整備・補強を推進	市	農林課			
		■山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備(②-5) ・山地災害防止施設による保安林機能の向上、間伐等の森林施業の実施と荒廃森林の再生を促進	県 市	農林課			
		■河川及び洪水調節施設等の整備(②-2) ・継続的な河川整備や調整池整備の実施、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、排水機場、雨水貯留施設の整備の促進	国 県 市	危機管理課・都市計画課・建設課・下水道課・農林課			

◆具体的な取組施策と実施プログラム（2/5）（：実施 ：継続）

対応方針	災害	取組施策 (■：ハード対策、●：ソフト対策) 伊豆の国市国土強靱化地域計画、伊豆の国市地震対策 AP2023 狩野川流域治水プロジェクト 2.0、伊豆の国市地域防災計画を引用	主体	主要担当課	実施時期 (目安)		
					短期	中期	長期
低減する ③逃げる	②防ぐ	土砂災害	■土砂災害防止施設等の整備、避難体制の整備(②-6) ・優先順位を設け着実な実施。国・県等に働きかけ、砂防えん堤等の土石流対策施設、擁壁等のがけ崩れ防止施設の整備を推進	県市	建設課		
		水害 土砂災害	■協働による森林の多面的機能の向上(②-7) ・森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、地域住民や自治会等で構成する森づくりボランティア団体と連携した森林整備・保全活動を促進	県市 市民	農林課		
	③逃げる	共通	■緊急輸送路等の整備・耐震対策(③-1) ・安全で信頼性の高い幹線道路及び主要道路の整備促進、市道等の更新・修繕を促進、代替路・補完路等の道路整備(道路拡幅)、街路整備、橋梁や斜面盛土等の耐震対策を促進	県市	危機管理課・建設課		
			■緊急輸送路等の周辺対策(③-2) ・緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策・予防伐採等を推進	県市	危機管理課・建設課		
			■無電柱化の推進(③-3) ・大規模災害時に電柱の倒壊等による道路の閉塞を未然に防止し、緊急車両の通行を確保	県市	危機管理課・建設課		
			■避難路等沿道の建築物やブロック塀の耐震化(③-4) ・緊急輸送路や避難路沿い(通学路を含む)にあるブロック塀の撤去・改善。建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を促進	市 市民	危機管理課・都市計画課・建設課		
			■避難地・避難路の整備(③-5) ・安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備を推進。広域避難所・道の駅等の防災設備の整備を推進	県市	危機管理課・建設課・観光文化課		
			■災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良(③-6) ・道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等の推進、災害時の迂回路となる農道及び林道整備、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組みを促進	県市	危機管理課・建設課・農林課		

◆具体的な取組施策と実施プログラム（3/5）

（：実施：継続）

対応方針	災害	取組施策 （■：ハード対策、●：ソフト対策） 伊豆の国市国土強靱化地域計画、伊豆の国市地震対策 AP2023 狩野川流域治水プロジェクト 2.0、伊豆の国市地域防災計画 を引用	主体	主要 担当課	実施時期 （目安）		
					短期	中期	長期
低減する	共通	●災害関連情報の伝達手段の多様化（③-7） ・災害関連情報の多様化を促進するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と市民への周知を促進 ・地域の自主防災組織及び市消防団等における情報伝達・収集方法の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る	国 県 市	危機管理課・協働まちづくり課・情報政策課・建設課			
		●ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理（③-8） ・システム管理や関係者へのシステムを熟知し、有事の際の迅速な災害対応に活用、連携を強化	国 県 市	危機管理課			
		●デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用（③-9） ・デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムの整備・運用	国 県 市	危機管理課・情報政策課			
	水害	●逃げ遅れによる被害の防止（③-10） ・市民自らの判断による避難行動計画（わたしの避難計画）等の作成を推進	市 市民	危機管理課			
		●洪水ハザードマップの周知、水害版図上訓練の実施（③-11） ・洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、本市の想定最大規模に対応したハザードマップの周知を推進するとともに、水害版図上訓練等の実施等により、地域の防災力の向上を図る	市 市民	危機管理課・建設課			
		●内水ハザードマップの作成・利活用（③-12） ・減災を目的とした内水ハザードマップの作成及び周知、避難訓練の実施等を推進	市 市民	危機管理課・建設課・下水道課			
	土砂災害	●土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備及び支援（③-13） ・該当区域の周知促進、警戒避難体制の整備への支援、避難訓練の実施等、自主防災組織と連携したソフト対策の強化	県 市	危機管理課・建設課			
	水害 土砂災害	●要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進（③-14） ・当該施設利用者の安全性の確保、円滑な避難体制・協力体制の強化、避難訓練の実施、法令遵守等の支援を行い、要配慮者の安全を確保	県 市	危機管理課・社会福祉課			

◆具体的な取組施策と実施プログラム（4/5）（：実施 ：継続）

対応方針	災害	取組施策 （■：ハード対策、●：ソフト対策） 伊豆の国国土強靱化計画地域地域、伊豆の国市地震対策 AP2023 狩野川流域治水プロジェクト 2.0、伊豆の国市地域防災計画 を引用	主体	主要 担当課	実施時期 （目安）		
					短期	中期	長期
低減する ④備える	共通	■防災拠点となる公共施設の耐震化、防災機能の維持及び強化（④-1） - 行政機能を維持するために、必要な物資の備蓄や重要データのバックアップ確保等 - 電力の供給停止に備え、必要な機能を維持するため、非常用発電機等の整備・更新、必要な燃料の確保の検討	市	公共施設所管課・管財 営繕課・情報政策課			
		■公共施設の改修整備（④-2） 大空間を有する建築物の天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修促進	市	公共施設所管課			
		■医療施設・社会福祉施設の耐震化促進（④-3） 耐震化が未完了の施設の耐震化を促進	市	社会福祉課			
		■学校施設の耐震化及び防災機能の強化（④-4） - 非常用電源の導入及び通信網を強化等、防災上の機能充実を図る - 教室の床や内装の改修、多目的トイレ機能の充実や屋内外含めたトイレの増改築、洋式化等環境改善の推進 - 食料・飲料水等の備蓄を促進	市	教育施設整備課			
		■ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化（④-5） エネルギー供給の長期途絶を回避、各ライフライン機関における施設の耐震対策の促進、平時からの連絡会議や訓練の実施、連携体制の強化	市	危機管理課	適時連携	強化実施	
		■配水池等の基幹施設の耐震化（④-6） 水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路等の基幹施設の耐震化を推進	市	水道課			
		■上水道施設の耐震化（④-7） 水供給の長期停止を防ぐため、計画的に上水道管の耐震診断を行い、必要に応じた上水道施設の耐震化を実施	市	水道課			
		■鉄道施設の耐震化（④-8） 緊急輸送路の機能を確保するため、鉄道の高架橋・橋梁及び鉄道駅舎耐震対策の促進	市 事業者	協働まちづくり課・都市計画課			
		■避難所の安全確保（④-9） 避難路の整備、避難所となる施設の耐震化、屋内落下物・ガラス飛散防止対策、外壁落下防止対策、屋上防水対策、空調設備整備や非常用電源の確保、応急危険度判定の実施体制の強化等	市	危機管理課・社会福祉課・施設管理部署・都市計画課			

◆具体的な取組施策と実施プログラム（5/5）（：実施 ：継続）

対応方針	災害	取組施策 (■：ハード対策、●：ソフト対策) 伊豆の国市国土強靱化地域計画、伊豆の国市地震対策 AP2023 狩野川流域治水プロジェクト 2.0、伊豆の国市地域防災計画を引用	主体	主要担当課	実施時期 (目安)		
					短期	中期	長期
低減する ④ 備える	共通	●福祉避難所の確保の促進(④-10) ・社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者・障害のある人・乳幼児・妊産婦その他の特に配慮を要する者を安全に避難させる福祉避難所等の設置を促進	市 市民	危機管理課・ 社会福祉課			
		●家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策(④-11) ・家具類の固定やガラスの飛散防止等の家庭内対策の促進	市 市民	危機管理課			
		●緊急物資受け入れ体制の整備(④-12) ・訓練等を通じた定期的な検証、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報連絡等の確認を定期的実施、必要に応じた見直し等、連携体制の強化	県 市	危機管理課			
		●緊急物資備蓄の促進(④-13) ・食料等の緊急物資の備蓄促進、市民に対して7日以上食材・飲料水・携帯トイレの備蓄の呼びかけ、備蓄方法の周知を行い、備蓄率の向上を図る	市 市民	危機管理課			
		●防災意識の向上(④-14) ・自分の住んでいる地域の危険度を把握、災害関連情報を正しく理解、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、各種啓発活動の実施や、学校教育の全体、生涯学習の場を通じた防災教育の推進により、防災意識の高揚を図る	市 市民	危機管理課・ 建設課			
		●地区防災計画の策定促進(④-15) ・共助による防災活動の推進、実効性のある地区防災計画の策定を推進	市 市民	危機管理課	適時実施 		
		●復興事前準備の取組みの推進(④-16) ・被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、事前に準備・協議・計画策定等の推進	市 市民	危機管理課・ 都市計画課			
		●被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進(④-17) ・被災地や浸水域内における官民境界調査等により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を促進	市 市民	建設課			

6. 取組目標【詳細版】

本編 P119 の取組目標は、資料編から抜粋して記載しています。伊豆の国市立地適正化計画における防災指針の取組目標を、以下のとおり設定します。現状値 100%である項目については、今後もその状況を維持していくことが重要であるため、維持することを目標とします。

対応方針	災害	取組施策	指標※1	現状値 (令和4年度末)	目標値	目標年次
防ぐ	共通	住宅・建築物の耐震化 (資料編 P88 ②-1 参照)	住宅の耐震化率	83.8%	95%	令和14年
	水害	農業水利施設等の整備・補強 (資料編 P88 ②-4 参照)	農業用ため池 (8 か所)の耐震化	25% (2 か所)	100%	令和14年
	土砂	土砂災害防止施設等の整備、避難体制の整備 (資料編 P89 ②-6 参照)	急傾斜地崩壊対策整備率※2	84.8% (令和3年度)	95%	令和7年
逃げる	共通	緊急輸送路等の整備・耐震対策 (資料編 P89 ③-1 参照)	市管理道路である緊急輸送路の整備率	100%	100% (維持)	令和14年
		緊急輸送路等の周辺対策 (資料編 P89 ③-2 参照)	平成7・8年度及び平成17年度に調査した緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(84 か所)の耐震改修実施率	50%	100%	令和14年
	水害	逃げ遅れによる被害の防止 (資料編 P90 ③-10 参照)	「わたしの避難計画」WSの実施率(53 組織)	5.7% (3 組織)	100%	令和14年
備える	共通	防災拠点となる公共施設の耐震化、防災機能の維持及び強化 (資料編 P91 ④-1 参照)	自主防災組織の活動拠点となる地区公民館の耐震化(50 施設)	74.5% (38 施設)	100%	令和14年
		配水池等の基幹施設の耐震化 (資料編 P91 ④-6 参照)	配水池、浄水場等の施設の耐震化	78%	100%	令和14年
		緊急物資備蓄の促進 (資料編 P92 ④-13 参照)	広域避難所の防災倉庫の整備	100%	100% (維持)	令和14年
			7 日以上の水・食料を備蓄している市民の割合	8.35%	100%	令和14年
		防災意識の向上 (資料編 P92 ④-14 参照)	自主防災組織における地域防災訓練の実施率(53 組織)	100%	100% (維持)	令和14年

※1：各指標は、「伊豆の国市地震対策アクションプログラム 2023（令和6年3月改訂）」に基づくものです。

※2：当指標は、「第2次総合計画後期基本計画（令和4年3月策定）」に基づくものです。